

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局＞

開催日時 平成26年3月12日（水） 10:01～15:08

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

宮木 健一 委員長

奥山 博康 副委員長

阪口 保 委員

藤野 良次 委員

太田 敦 委員

大坪 宏通 委員

岡 史朗 委員

乾 浩之 委員

森山 賀文 委員

上田 悟 委員

神田加津代 委員

和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

林 奈良県理事兼危機管理監

浪越 総務部長

影山 くらし創造部長兼景観・環境局長

江畑 会計局長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 2月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○宮木委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日、神田委員がおくれるとの連絡を受けてますので、ご了承お願いいたします。

本日の傍聴者は1名です。なお、理事者の槌野人権施策課長が欠席されるとの連絡があ

り、かわりに安本人権施策課課長補佐が出席されていますので、ご了承をお願いします。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項を含め、質疑等があればご発言をお願いします。

なお、理事者の皆様には委員の質疑等に対して、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、発言をお願いします。

○上田委員 まず、予算審査特別委員会に臨むに当たり、いろんなことを考えながら出席をしております。その中で、私たちこの奈良県議会が、ここ数年、P D C Aというマネジメントサイクルの中で、施策展開がどのようにされているのかを、複数年にまたがって、いろいろと見るようになってきました。その中で、早速、予算審査特別委員会初日に、昨年9月の決算審査特別委員会の各要望事項を整理していただいて、新年度予算編成に当たって、その措置状況を提出いただきました。ことし初めて、こういう形で予算審査特別委員会初日に間に合わせていただいたということで、議会としてはお礼を申し上げておきたいと思います。

その中で、きのう総務部長からは、この3ページにわたる「平成24年度決算に係る決算審査特別委員会」の要望事項に対する措置状況について、後ほどお目通しくださいという形でのペーパー配付でございましたけれども、どのような点に留意をなさっていたのか、少し説明を加えていただけたらありがたいと思います。といいますのは、去年9月の決算審査特別委員会も委員として入らせていただいていたのですけれども、委員側から示される要望事項は、すぐにでもできるというものもあれば、中長期的な観点でしかできないだろうというものもたくさんあると思います。どのような整理をなさりながら、どのような考え方でこの措置を考えていただいたのかを、まずお尋ねしておきたいと思います。

○浪越総務部長 今のご質問ですけれども、確かにP D C Aサイクルを回して着実な実行を図るということは県政の重要な課題であると認識しております。決算審査特別委員会というのは、まさにチェックをしていただいた後にアクションに向けてご提案をいただくということで、自由な位置づけになろうかと思っております。

今までに予算という形で、成立した段階でその後の行政の施策推進のためにはその決算の部分を中心にみていくことが必要になろうかと思っております。

ご質問いただきましたように、昨年12月の定例県議会の初日に10項目に渡る決算審査特別委員会の要望事項についてご提出いただきました。我々もその部分については、十

分斟酌しながら予算編成に取り組まなければいけないと思っております。

その中で、委員がおっしゃられたように、すぐに予算に反映できるものと、中長期的に取り組まなければいけない項目に分かれてまいります。平成26年度予算に反映できたものについて、具体的に申し上げますと、まず1つ目に企業立地の促進ということで、土地の情報も含めて、立地環境を整えなさいとのご提言をいただきました。平成26年度予算では、御所インターチェンジでの産業集積について、一步踏み出していくことの予算を含ませていただいておりますし、また企業立地の促進補助金もご提言をいただく内容の中で、本社機能を奈良県に移してくるということは、少し意味のあることだと思っております、かねがねそういう方策をいろいろ検討していかなければいけないと思っているところにご提言をいただきました。企業立地補助金につきましても、少し本社機能を移す場合の要件について緩和することを今回、考えさせていただきます。予算に反映させていただくところでございます。

それと、ムジークフェストならにつきましても、奈良市周辺での開催となっておりますけれども、これを県下の市町村に波及させていくことの意味があろうかと思っております、ご提言の中でもございましたが、その部分について市町村と連携した取り組みということで、今回参加市町村についても、2倍程度拡大をして実施することにしております。

また、予算の繰り越しが多いということで繰り越しの縮減のご提言もいただきました。これにつきましては、我々も日ごろから繰り越しを少なくすることで努力しておるところですが、その後に4月と10月に総務部長名で関係部局に通知し、いろいろな会議でも周知徹底を図ることをさせていただきました。

また、土木関係公共事業繰り越しの縮減ということで発注の見通しをホームページで公表するといった取り組みもさせていただきます。平成25年度から平成26年度への繰り越しという点では、6,277万円ほど減少となっておりますけれども、これから紀伊半島大水害の復旧・復興に向けまして、さらに努力をしていく中で、繰り越しを減らしていきたいと思っております。

決算審査特別委員会での要望事項ということで出していただいたものにつきましては、真摯に受けとめて予算に反映していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。特に我が奈良県議会は、政策検討会議なども立ち上げて、重点的に議会の監視機能を充実強化させようという取り組みをしておりますので、

それに呼応する形でこのようなスタイルで出していただいたことに感謝申し上げます。

総務部長が触れていただいた中で、繰り越しの留意点、繰り越さざるを得ない事情、これは当然ですのでいいと思うのですけれども、やはり繰り越したら、新しい年度で早い事業執行をして、事業効果を早く出す努力を重ねてお願いしておきたいと思います。このことは、そのような形で申し上げます。

付託されている議案の一般会計について、歳入の部分でお聞きしたいと思います。

まず、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」、4ページ、県税の歳入についてお聞きしたいと思います。平成25年度当初予算額と、平成26年度当初予算案と比べて、増額計上が割と目立つと思っています。これは、ありがたいことで県税収入が増額だということで、捉えたらいいのでしょうけれども、昨年度の経済情勢がこういう形にあらわれてきているのかと見てとれるのですけれども、その点、アベノミクスによる経済効果だったのかどうか分かりませんが、平成25年度から平成26年度、このような数字になってきている。今後もこのような傾向が続くのか、いや、それともこの部分は、特出してことしだけ、大きく数字があらわれているものもあるかと思っています。その点を増減の数字の大きく目立つものを上げて、これは税務課にお尋ねする案件なのかもしれません。そのようなところに説明を加えていただけませんか。新年度予算についてまずはお願いしたいと思います。

○枅井税務課長 当初予算ですけれども、県税収入につきましては、本年度の税収決算見込みをベースに国の計画である地方財政計画や本県の車の売れ行きなどのデータや、過去の税収動向、そういうものを参考に税収見込みに努めております。委員がお述べになりましたように、平成26年度当初予算案1,062億円と、前年度当初予算額とを比較して55億円の増収を見込んでいるところです。特徴をご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、税制改正の関係です。消費税の税率の引き上げがございました。今、我々が払っている消費税は5%ですけれども、そのうちの1%が地方消費税でございます。これが4月から8%になりますが、8%のうち1.7%が地方消費税となります。そういう税制改正がございましたので、地方消費税が大きく増収になっております。一方、自動車取得税の税率の引き下げがございました。消費税の税率引き上げに伴い、自動車取得税の税率が引き下げになりました。これは5%が3%になったということで、大きく減収している

ころです。これが大きく税制改正の関係するところでは。

それから、委員もお述べになりましたけれども、景気の回復を反映した税目がございます。法人の関係税です。法人事業税も伸びております。それから、企業の業績を反映していると思いますけれど、配当割県民税です。それから株式等譲渡所得割県民税が増収となっております。これは景気の回復を反映したものだと考えております。

今後続くのかというご質問でございましたが、一概には言えないと思いますけれども、景気の動きなどをしっかり注視していきたいと思っております。

○上田委員 全般的な税の予算の立て方を景気動向を見ながらということでの説明を加えていただきました。その中で少し気になりましたのが、税務課長に触れていただきましたけれども、消費税の税率改正に伴って、地方消費税の1%から1.7%相当に増額になっている、一方、減額で例を挙げていただいたのが自動車取得税ですが、数字でいいますと、平成25年度、平成26年度当初予算ベースで比べて、地方消費税が22億円の増額、そして自動車取得税7億円の減額という数字です。ここで懸念する部分ですけれども、増額はありがたいと思うのですけれども、5%から8%への消費税の改正に伴って、このようなあらわれ方、次に2段階目で8%から10%になります。このときに地方消費税率も変わると思うのですけれども、そのときにこの自動車取得税がゼロにならないかという心配があるのです。どのような予測をなさっているのでしょうか。

○柘井税務課長 委員お述べのとおりでございまして、地方税法が改正になることになってございまして、自動車取得税の税率はゼロになることとなっております。

○上田委員 そうしたら、これは国と奈良県行政との駆け引きもこれから出てくると思うのですけれども、県税収入で自動車取得税が、平成26年度当初予算案で7億8,900万円が予算計上されている。これを将来的にゼロにするとするならば、その代替財源を国に求めていく手だてがあるのでしょうかないのでしょうか、その点も含めてお願いします。

○柘井税務課長 自動車取得税の税制改正のときに、その代替財源を県として求めております。今回の5%から3%になったときの代替財源につきましては、残念ながら措置されていないようになっております。消費税が10%になって自動車取得税がなくなるときには、しっかりと代替財源を確保することができるよう、国にしっかりと要望していきたいと思っております。これは全国統一の要望だろうと思っております。

○上田委員 奈良県だけじゃない、これは全国全て共通する課題だと思いますので、その

点留意して、財源確保にしっかりと努めてほしいと思います。

もう一点、税務課長にお尋ねしたいのです。2月補正予算の今回の追加提出分です。

「平成25年度2月補正予算案の概要」(追加提出分)、1ページ、一般財源の内訳で、目立った数字が記載されています。株式等譲渡所得割県民税、35億9,000万円の補正の数字は何なのかとびっくりして見ていたのです。平成25年度当初予算で計上されている数字が2億9,800万円でした。2億9,800万円の当初予算計上で今回の2月補正で35億9,000万円も補正とは、何なのかと、まさか数字の記載間違いではないのかと思うぐらいの数字になっています。このことを説明してください。

○**枅井税務課長** 株式等譲渡所得割県民税ですけれども、その内容に触れさせていただきたいと思っております。

特定口座といいまして、源泉徴収、口座の中で損益通算して所得税等を払う、そういう源泉徴収を選択した口座の中で上場株式等の譲渡に係る所得、譲渡益ですけれども、その支払いを受ける際に課税される税金でございまして、税率は5%と、平成25年12月末までは3%ですけれども、5%の税金がかかっております。証券会社が一括して年間の損益を通算しまして、翌年の1月10日に申告し納税することとなっております。したがって、1月に大きく税収が上がると、実際のところ30億円を超える税収が1月だけで上がったということがございます。

この内容でありますけれども、ご承知のとおり平成24年度後半以降からの株価上昇です。上場株式の譲渡益の支払いを受けた方が当初見込みよりもかなり多く出たということで、大幅な増収を見込んでいるということです。長年低迷しました株価が短期間、約半年で2倍近く上昇したと、そのようなことから株式の譲渡という行動となった結果です。これは毎年あらわれてくるものではなくてことだけのものであると、今のところ見込んでおります。

○**上田委員** とんでもなくありがたいというのか、想定外の税収と考えたらいいのかと思うのです。3%ないし5%の税率で36億円、株式の譲渡所得で、奈良県民は幾らの所得を得られたのか、700億円、1,000億円という数字になるのかと思ったのです。そこで、これは県民税として県に入りますが、市町村ではどういう形になるのでしょうか。市町村へも直接納税されるのでしょうか。それとも県からの交付金という形になるのでしょうか。その仕組みを教えてください。

○**枅井税務課長** 市町村へは、交付金という形で約6割が交付されます。県民税の額で配

分し、譲渡割の約6割の額が市町村に交付されることになっております。

○上田委員 もう少し詳しく教えてほしいのですけれども、例えば奈良市在住のAさんが相当な納税をなさったとします。その6割相当分の交付金は奈良市へ向けてするのですか、それとも全体の数字の6割を何かの率、按分というのですか、市町村全体、奈良県全体に交付するものなのですか。それとも、その納税者の居住地に重点的に交付されるものなのですか。その仕組みを教えてください。

○枘井税務課長 納税者の住居地に配分されるものではありません。市町村ごとの県民税の納付額によりまして、配分して交付されます。したがって、奈良市のAさんが大きく税金を入れたとしても奈良市にそのまま6割が入るというわけではございません。

○上田委員 ありがとうございます。細かいところまで気になりましたものでお聞きしました。いずれにしても、ことしは税金という点で、ありがたい形で予算が立てられるというところに来ています。ただ、これがそのまま数年続いていくものでもなければ、この傾向が数年続くというものでもなさそうです。だからその点は、しっかりと歳入という意味で財源確保に努めていただきたいと思います。先ほど言いました、減税になる部分は特に留意して、その代替財源をどう求めていくのかも含めて、留意していただきたいというのを申し上げておきたいと思います。以上で終わります。

○太田委員 大きく6点にわたって質問をさせていただきます。

第1点は、歳入で、滞納処分差し押さえの問題についてでございます。「平成24年度徴収状況に関する調」をいただきまして、これは個人県民税と地方消費税を除いて平成24年度で940件の財産の差し押さえ、2億1,463万1,000円が実際に差し押さえられているということです。これから消費税も増税されます。そのことによって、中小零細業者などでは大きな打撃を受けるのではないかとこの心配をしております。市町村に対しても共同徴収チームということで、滞納整理に当たっておられまして、実際に徴収率は上がっています。前回の決算審査特別委員会でも、この徴収に対して厳しい取り立てにならないようにと申し上げてまいりました。そういう中で、全国でも徴収にあたって、例えば鳥取県などでは児童手当が差し押さえられるということになっておりまして、これが違法だと判決としてあったのですけれども、奈良県ではこのような差し押さへの禁止財産である振り込まれた預金口座の差し押さえなどがいいのかどうか、その点についてどのように留意をされているのかということについてお聞きしたいと思います。

2点目は、自衛隊の誘致の問題です。前回も代表質問の中で今井議員が質問しましたけ

れども、知事は陸上自衛隊の駐屯地を誘致するように要望しておりまして、台風12号の災害を受けて、今後予測される大規模災害に備えて、自衛隊があれば速やかな救援活動が実施されるということ、そしてもう一点は、全国で陸上自衛隊の駐屯地がないのは奈良県だということを理由にしておられます。自衛隊の災害救援活動は、東日本大震災や台風12号災害、そして大雪の災害などで広く知られておりますけれども、本来の自衛隊の任務は、災害支援ではないということです。その点では、奈良県の広域消防がスタートし、広域消防では今も不足している人員をさらに減らす計画でございまして、大規模災害の備えというのであれば、まず消防の人員の充実などを行うべきだと考えております。一方で、安倍政権が今、憲法解釈の見直しで集団的自衛権の行使を可能にしようとしている中での、自衛隊誘致は見直すべきではないかと考えますが、その点についてお伺いしたいと思います。

3点目は、救急搬送についてです。これは身体的な疾患を合併した精神疾患患者の場合、搬送先がなかなか決まらない事例が発生しているとお聞きしておりますけれども、それについての県の対応、そして県ではe-MATCHを運用しており、迅速的確な受け入れ先の選定を図ろうとされております。医療機関からはリアルタイムな受け入れができるかどうかの情報を更新するのが困難だという意見もお聞きしております。その点では、改善の余地があると思いますが、対応をお聞きしたいと思います。

4点目は、職員の超過勤務の実態です。職員のご家族の方から毎日深夜に帰宅をして、健康が心配で残業代もまともに支払われていないといった声だとか、また県庁は人減らしで仕事がふえて残業せざるを得ない、また残業手当は実際の3分の1しかもらっていない、休日の出勤もせざるを得ないといった声、そしてある方からも午後10時前に帰ったことがない、家族とまともに話ができない、という話をお聞きしております。県庁の職員というのは、本当に県民の福祉増進のために働く大切な仕事だと思っております。違法なサービス残業や、健康を脅かすような長時間過密労働は、ただしていかななくてはならないと思っておりますけれども、職員の超過勤務についてどういう実態になっているのか、お伺いしたいと思います。

5点目は、公契約条例についてです。道路公社の料金徴収業務の入札におきまして、第二阪奈有料道路の生駒インターチェンジの小瀬料金所の受け取り事業の委託先で、労働者の賃金が大幅に引き下げられているという相談がございました。このことによって、労働者の賃金水準が引き下げられておりますけれども、公契約条例は、そこで働く労働者の

方々の健康も福祉も守っていくという立場に立っているとお聞きしております。こうした委託先など労働条件が低下しないような仕組みをしっかりと反映させるべきではないかと考えますが、その点についてお伺いしたいと思います。

6点目はアスベストに関する問題です。今回の予算の中で幾つか計上されておりましたけれども、私は現在アスベストによる健康被害の相談を受けております。お話を伺いますと、昨年末に建築関係の勤務先から定期健診の診断結果が出て、プラークの疑いがあるということでした。再度病院で診断を受けるとアスベストと因果関係がある胸膜プラークということで、年2回の精密検査をするように指示があったということです。この方は、長年にわたって建設現場で働いて、主に電気工事を請け負っておられた方です。現在は、治療を必要としませんが、自分がいつ病気なるのか不安な日々を送っておられます。勤務先にお話をすると、健康管理に問題があったのではないかと、他の従業員も糖尿病や高血圧など持病を持っているから、費用は自己負担でと、対応されたということです。労働基準監督署に行きましても、治療が必要なければ労災は使えないということでした。全国的にもアスベストが原因と見られるような、この健康被害は拡大しておりますけれども、発症までの潜伏期間が長いということもありまして、今後数十年にわたってさらに被害が拡大していくのではないかと考えております。

その点では、国に対しても改善が必要ですし、県においても対応が必要だと考えますが、その点についてもお伺いしたいと思います。以上です。

○枅井税務課長 鳥取県の例でございますけれども、差し押さえた預金債権のほとんどが差し押さえ禁止財産であります児童手当が原資になっていたという例です。それも振り込まれた直後、約9分後に差し押さえを行いまして、狙い撃ち的な差し押さえとなったことから、県に返還を求められたという事例で例外的な事例であると考えています。その少し前に最高裁判所の判例も出ておりまして、引用させていただきますと、原則として、銀行預金に振り込まれた時点で差し押さえ禁止債権としての性質はなくなる。承継しないとされております。鳥取県の例に関していいますと、県税では最高裁判所の判例に従って、滞納処分を実施しており、その点を変更する考えはございません。それから、ご心配の点でありますけれども、県税の滞納整理におきましては、督促、それから文書による催告、それから差し押さえの前には差し押さえ予告などを出し、自主的な納付を促しております。それでも、納付に応じない、滞納になった方につきましては、財産調査を行いまして、納付能力がありながら納付しない滞納者について財産の差し押さえを行い、納期内に納められ

た納税者との公平を確保しているということでございます。

県におきましても、預金の差し押さえのとき、取引履歴を何カ月かさかのぼって確認するなど、滞納者の個別具体的な事情などもしっかりと把握するようにいたしており、ご心配のようなことはないように努めているところです。県税では、積極的に果敢に差し押さえ処分などの滞納処分を実行しておりますので、そういう理解をお願いしたいと思います。

○中澤防災統括室長 陸上自衛隊駐屯地の誘致問題に関してお答えいたします。陸上自衛隊駐屯地が身近にありますと、災害時に県民の方々に大きな安心感をもたらすと考えております。紀伊半島大水害におきましても、県から陸上自衛隊の第4施設団に災害派遣を要請いたしまして、延べ1万1,000人余りの隊員の方々に迅速な救援活動をしていただきました。被災地の県民の皆様も深く感謝をされていると考えております。

災害に対しましては、京都府宇治市にございます陸上自衛隊の大久保駐屯の隊員の皆様を中心に兵庫県伊丹市にございます第三師団の皆様にもお世話になってはいますが、自衛隊の部隊が地域に常駐いただければ、災害発生時における迅速かつ適切な事前対応及び初動対応、こういった面から非常に有益と考えているところです。

また、さらに今後発生が懸念されております南海トラフ巨大地震の際に、県内被災地はもとより、津波による大きな被害が想定されております紀伊半島の海岸地域への救援を迅速に行うためにも、県南部への駐屯地の配置が必要だと考えているところです。

こうした中、国におきましても、昨年12月、閣議決定されましたが、防衛計画の大綱、及び中期防衛力整備計画ですけれど、そちらの中で南海トラフ巨大地震が、特に明記をされまして、その発災時に部隊を迅速に輸送展開して初動対応に万全を期すこと、こういったような大規模災害等への対応の重要性というのを明確に位置づけられたところです。あわせて、平成26年度、政府予算案におきましても、紀伊半島の中心部に位置し、沿岸の広域被災に対して効果的に展開できる奈良県南部地域にヘリポートを含む展開基盤の有用性調査のための経費が計上されたところです。

このような国の動きを受け、県としても来年度、国の調査とともに連携して、ヘリポートを含む駐屯地誘致及び道路アクセス等の調査を行うとともに、五條市はもとより周辺の市町村に対しても自衛隊駐屯地についての理解を深める協力体制を構築するといった取り組みを進めたい。また自衛隊の施設とあわせて、県の広域防災拠点を整備するための基本構想を策定したいと考えており、予算案に計上させていただいているところです。今後も五條市等とともに地元地域との合意形成を図りながら、駐屯地誘致のための地元にお

ける取り組みを推進するとともに、国に対しても引き続き強く要望を続けていきたいと考えております。以上です。

○村戸消防救急課長 救急搬送につきまして、2問お尋ねがございました。

まず、最初の身体的な疾患を合併した精神疾患の患者の受け入れ先について、県におきましては、急性発症または症状の急変等によりまして、速やかに医療処置を行う必要のある精神疾患の患者について、県立医科大学附属病院と病院群輪番施設として位置づけられた8つの精神科病院により、受け入れ体制を整備しているところです。

奈良県の救急搬送ルートにおきましては、精神疾患の患者につきまして、休日、夜間は輪番病院への搬送を基本としておりますが、精神疾患以外の身体的合併症状を有する場合は、必要に応じ、その身体的治療を優先し、対応できる医療機関へ搬送するものとされています。しかしながら、身体的治療を行う医療機関としては、その処置後、容体が安定してからの搬送先が確保されていない場合につきまして、受け入れにちゅうちょするといったことも考えられ、搬送先の選定に時間がかかる事例があるとも考えているところです。

県では、救急搬送ルールの適切な運用のため、救急搬送及び医療連携協議会を設け、医療機関と消防機関との連携強化に努めているところですが、当救急搬送及び医療連携協議会に搬送困難病態部会を設け、精神疾患等の受け入れの選定に苦勞する可能性の高い搬送事例等につきまして、円滑に搬送が行えるよう検討を行っております。そういった中で、身体的疾患に対応する病院と精神疾患に対応する病院との連携をどのように図っていくか、病院とのスムーズな転送のルールづくりについて、病院側及び救急側関係者の議論を行っているところであり、今後も議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のe-MATCHのリアルタイムな受け入れ情報の更新という問題につきまして、e-MATCHは昨年4月に各病院に導入し、リアルタイムな受け入れ合致情報を提供いただくようお願いしているところですが、病院によっては、医師、看護師が多忙であり、また事務スタッフの不足などからリアルタイムな情報の更新が困難であるとの、声も伺っているところです。現行のシステムにおきましては、病院は平日、昼間、夜間、休日に分けて、受け入れ可否状況を、受け入れ可能と、受け入れ不能という区分でe-MATCHに事前登録しております。病院で救急患者を受け入れたり、病棟で患者の容体が急変するなどした場合、受け入れ可能という登録から一時的に受け入れ不能ということを、携帯の情報端末iPadを使っており、このiPadで変更することになります。なかなか病院でリアルタイムにその情報の変更をすることが難しいということがございますので、

救急隊が病院に照会したときに、受け入れ不能であった場合、病院にかわり救急隊が一時的に受け入れ不能といった入力を行うことで、病院側の情報更新の補完をしたりという運用を行っております。

さらに、当日の受け入れ可否状況につきまして、現行は受け入れ可能の1段階という表示ですが、さらに原則受け入れと状況により受け入れ可能という2段階に分けて、表示登録できるようにという運用の見直しを現在行っております。

病院側としましては、あらかじめ当日の受け入れ体制を見越した登録をしていくことで、リアルタイムな変更作業をある程度軽減でき、また救急隊としましては、原則受け入れの病院から優先して照会することにより、受け入れ率の向上、迅速な搬送先の選定につながるという効果を期待しております。この病院の受け入れ可能の程度を現行よりきめ細かく表示する仕組みにつきましては、本年4月にも運用開始すべく導入作業を行っているところです。

今後とも、病院のリアルタイムな情報更新に取り組んでいただくよう、お願いいたしますとともに、こうしたシステム上の運用の見直しを図ることにより、救急隊側のサポートと相まって、受け入れ可否情報の精度向上とあわせて病院側の入力負担軽減化を図り、今後とも迅速かつ円滑な搬送先の選定を図っていく所存です。以上です。

○中村人事課長 超過勤務実態についての質問でございます。時間外勤務ですが、職員の健康、仕事と家庭の調和といたしますか、ワークライフバランスを乱すだけではなくて、公務能率にも悪影響を及ぼすと認識しております。

職員の健康の維持、公務効率の向上を図ることを目的として、本県では平成10年に、「時間外勤務及び休日勤務の縮減に関する指針」、「時間外勤務等取扱要領」を策定し、早期退庁の呼びかけ、庁内放送の実施、また、定時退庁日におけます庁内一斉消灯の実施など、さまざまな取り組みを行ってきたところです。

この「時間外勤務取扱要領」においては、超過勤務時間数について、月30時間、年間300時間以内とするというのを1つの基準として、運用してきたところですが、職員1人当たりの超過勤務時間数につきましては、平成23年度は、東日本大震災、台風12号の影響、平成24年度は、災害復旧などの影響もあり、多くの職場におきまして業務多忙のために超過勤務時間が増大しているのが実態でございます。そうした中で、超過勤務が多い職員に対しては、今後一層、積極的に所属ヒアリングを行い、現状把握に努めてまいりますとともに、超過勤務の縮減に向けての取り組みをさらに進めていきたいと考えてお

るところです。以上です。

○小西会計局総務課長 公契約条例における労働者への適正な賃金支払いを確保するための仕組みについてでございます。先日の山村議員の一般質問に対して答弁しましたように、現在検討中の公契約条例案においては、適正な労働条件の確保、すなわち法令を遵守させる仕組みとして、予定価格3億円以上の建設工事契約、予定価格3,000万円以上の業務委託契約及び公の施設の指定管理協定におきまして、最低賃金及び社会保険加入に関する法令の遵守状況を確認する手続きをとりたいと考えております。

また、森山委員の代表質問に対し知事が答弁しておりますが、エビデンスとなるデータ収集や算定根拠の合理的な統制を得ることが困難なことから、条例案におきましては、先行自治体のように独自賃金の設定はせず、法令で定める最低賃金額を基本となるメルクマールとしているところでございます。以上です。

○中川環境政策課長 アスベストについてご説明させていただきます。アスベストを原因とする疾病につきましては、委員がお述べのとおり、発症までの期間が長く、今後さらなる患者の増加が見込まれるということからも、国に対して被害者救済対策の充実、健康被害者早期発見のための体制整備、被害実態に関する情報提供等の要望を行っているところです。県としても、石綿暴露による健康被害の可能性がある方に対して、実施しております健康リスク調査をより多くの県民の方に受けていただきたいと考えておりまして、県のホームページへの掲載や市町村の広報を通じまして、受診を呼びかけているところです。

特にアスベスト関連企業でありましたニチアス株式会社王寺工場、竜田工業株式会社周辺の4町、王寺町、斑鳩町、三郷町、平群町ですが、これらの住民に対して、平成24年度、平成25年度、戸別訪問にて3,337名に参加の呼びかけを行いました。575名が受診を希望されているようなことでございます。平成26年度の新規事業として、先ほどの調査において健康リスク調査への参加をまだ希望されていない方々につきまして、再度郵便で参加を呼びかけるということに、健康リスク調査説明会を実施することでアスベストの危険性に対する認識、あるいはご自身の健康への関心を高めていただくというふうに取り組んでまいりたいと考えているところです。以上でございます。

○太田委員 まず、税の滞納処分についての問題ですけれども、鳥取県であった児童手当が振り込まれた9分後に差し押さえられたということに関しては、県でも把握をしておられるということでした、そのような徴収にはならないというお話でした。

全国でこの税の徴収に対して、心配しますのは、消費税が増税されて多くの事業所で、

これからいろいろな支払いが困難になってくるのではないかという心配があるわけです。そういう中で無慈悲な取り立ては、非常に大きな影響を及ぼします。鳥取県などでは、こういった問題があったことを教訓にして、差し押さえをするに当たってのマニュアルをつくっているということです。県では、まだ多分そこまでは行っていないかと思うのですが、振り込まれてから一定期間、差し押さえを禁止して生活にかかせない財産かどうか判断する方法を行っていくべきではないかと思います。この差し押さえ禁止債権というのはセーフティネットに当たるわけですから、困窮者が追い詰められないような仕組みづくりをつくっていくべきだと思っております。

次に、自衛隊の誘致の問題です。非常に心配しますのは、今国会で論議をされております、集団的自衛権の解釈の問題です。集団的自衛権をめぐる憲法の解釈で、集団的自衛権の行使が認められるかもしれない、こういう状況の中で、日本が武力攻撃を受けていなくても、武力の行使が可能になるという可能性を秘めていると、そうなれば海外での武力の行使も戦闘地域での活動も可能になってくるということです。安倍首相もその可能性は否定しなかったということです。災害復旧に関しての自衛隊の役割というのは、当然紀伊半島大水害の中であれだけの自衛隊が役割を果たしたわけですから、地元の中でも大変評価をされているのは認識しております。ただ一方で、自衛隊員のこういう情勢にある中でも本当に自衛隊の誘致というのも、地元の方を含めて近隣の方が望んでいらっしゃるかどうかというのは、大いに疑問を持つところです。前回の今井議員の代表質問の答弁で、知事は駐屯地は遅くてもいいけれども、ヘリポートを先につくっていただきたいという陳情をされているといったことや、ヘリポートがあれば県の防災基地も併設することができるので、そのこともあわせてしたいと思っている、こういう答弁がございました。私は自衛隊の誘致を前提としない形での防災基地であるとか、ヘリポートを検討するべきだと考えますが、この点でお考えをもう一度聞いておきたいと思っております。

次に救急搬送につきましては、先ほどご答弁がございました。代表質問や一般質問でもこれらの問題を取り上げられまして、今後も追求していただきたいと思っておりますけれども、現場の医者に話を聞きましたら、救急搬送中での使命感というのは大変なものがあると、もし、医療過誤、医療事故が起こってしまうと、そのリスクを背負わなければならないということで、本当に大きな心配をされております。救急搬送システムを早急に充実させていただいて、患者は当然ですけれども、それに対応する医者にも安心を与えるような形に取り組んでいきたいと思っております。

そして、超過勤務の実態についてです。先ほどご答弁ございまして、ワークライフバランスという観点で公務能率にも悪影響を及ぼすもので、行政課題の一つとして認識しているということでしたが、本当にそのように思います。これから、その対応に当たっていただくということなのではございますけれども、複数の方々から超過勤務という問題、そして賃金の残業代の未払いという問題がございまして、これは看過できない問題ではないかと思っております。その点では、県としてもこれから努力はされるということですが、議員にもそのことが数字として、客観的にわかるような材料が必要ではないかと思っております。当然、出勤はカードで管理されていると思っておりますので、その辺の資料は、示していただきたいと思っておりますが、その点についてお伺いしたいと思っております。

公契約条例につきましては、先ほどご答弁がございました今回の道路公社につきましては、直接契約ということでして、公契約条例の範疇にはないということなのですが、私たちが求めた地域経済の健全な発展、そして県民の福祉の増進という公契約条例の目的そのものにあると思っております。そういう点で、最低賃金さえ守られていたら賃金は下げてもいいんだという考え方ではなくて、労働者の賃金をしっかりと引き上げていただくということと、料金所は、危険が多く伴う場所です。長年の経験も必要になってくるので、人を入れかえて済むという問題でもないと思っております。この点はしっかりと賃金に反映をしていただきたいと思っております。

アスベストの問題ですけれども、先ほどもニチアスの問題もございましたが、アスベストのリスク調査について、健康被害の可能性のある地域において、行っていくということでした。王寺町など限られたところだけでなく、奈良県全体にも当てはまるとお聞きしておりますので、こういった調査と同時に県に対しての要望も引き続き進めていただきたいと思っております。

では、自衛隊の問題と、超過勤務の問題と、2点について答弁をお願いします。

○中澤防災統括室長 自衛隊のヘリポートは誘致が実現しましたら、委員もおっしゃっていただきましたように、これと併設して、例えば災害救助要員のベースキャンプや、救援物資の備蓄、集配機能を有する県の広域防災拠点、防災基地の整備を行うことが必要と考えております。来年度、こういった施設の保有すべき機能や、規模、管理運営方法、整備スケジュールを検討していきたいと考えているところです。ヘリポートができれば県の防災基地で、特に自衛隊の駐屯地は必要がないというご質問でしたけれども、自衛隊は国民の生命財産を守るために、装備費の整備や各種訓練、隊員の意識、技能向上を図ることに

より、災害時において機動的な救出活動、被災者の生活支援、こういったさまざまな救援活動を迅速的確にしかも自己完結で遂行できる唯一の組織であろうと考えております。

南海トラフ大地震のような、大規模な災害が発生した際には、救命活動につきましては、警察や消防等全国からの応援ももちろん重要だと考えております。しかし、自衛隊の先ほども申しましたような自己完結で遂行できるという機能ですけれども、こういった能力というのは必要不可欠になってくるものと考えております。以上です。

○浪越総務部長 超過勤務の問題ですけれども、先ほど人事課長が答弁しましたとおり、紀伊半島大水害、台風の影響ということで、一日でも早く復旧・復興を図りたいことから、各土木事務所、とりわけ県土マネジメント部が多いですけれども、農林部、県土マネジメント部といったところが頑張ってくれているのだと思っております。

そういった中で、公共事業そのものが一時、減少傾向にありましたので、それに伴いまして職員数もそうふえていないという状況がございます。そこに災害が起こったりしますと、緊急に人材確保という問題が起こります。採用についても、土木職はなかなか昨今は確保できない状況がございます。緊急的な措置ではございますけれども、民間の事業者の方に補助の委託という形で来ていただくといった工夫もさせていただいており、そういった勤務の状況はあろうかと思っております。

実は総務警察委員会の中で、日本共産党の委員からご質問をいただきまして、その後、各部局、とりわけ県土マネジメント部ですけれども、直接話し合いをしました。少しその中で問題点として認識しておりますのが、年間通じて機動的な対応ができるような仕組みをつくらなければいけない、例えば四半期ごとにその実態を見るとか、そういったことをする仕組みが要るのではないかと今一つ感じております。そういった状況の中で、例えば臨時の部分があるのであれば、ではその対応をどうするのかを協議することが必要ではないかと感じております。この場合どうしても、一定各所属、各部局に労務管理の部分については、お任せせざるを得ない部分もございましたけれども、少し今後そういった仕組みも含めて検討していきたいと思っております。その中でこういった形の報告を出させ、どういうヒアリングをするのかについても協議していきたいと思っております。以上です。

○太田委員 自衛隊の誘致というところで自己完結型で災害にあたることができると、災害の側面ですとお話されておりますけれども、自衛隊の機能がこれからどう変わっていくのか、そういう部分もございます。全国各地で自衛隊の基地で、あるいはこの米軍の基地が存在するところで、問題が生じていることもお聞きしております。そして、五條市に

誘致をするということですが、そういうことも含めて本当に地元の方が望んでいらっしゃるのかどうかについては、疑問を持っております。その点では、知事の答弁の中でありましたけれども、ヘリポートと防災基地、こういう中で災害に対応するような機能というのを、奈良県の中で、つくっていくべきだと申し上げておきたいと思えます。

総務部長から、超過勤務の問題でお話がありました。台風12号災害の中で、かなり業務が多発したと、こういう状況で超過勤務が発生したのも原因の1つというお話がありました。確かにいろいろ理由はあるかと思えます。そういう仕組みづくりもこれからつくるといってお話もございましたけれども、前段にたたき台といいますか、私たちもそれをしっかりと見守っていきたいと思うのですけれども、一体職員が今、どれぐらいの勤務をされているのか、その客観的なデータがあることによって初めて私たちも議論に参加することができますし、かみ合った中身で議論もさせていただくことができると思えます。確かに膨大なデータですから、一遍にそれをすぐ出せというむちやを言っているわけではございません。やはりそこはしっかりと出していただきたい。そういう立場に立って、これから進めていただきたいと思えますが、その点についてももう一度ご答弁をお願いします。

○浪越総務部長 先ほどご答弁させていただきましたように、今後そういうデータも含めて、どういう仕組みでとっていくのかということが必要になろうかと思えます。ただ、実際に庁舎を出た時間そのものが超過勤務だということに断定しがたい部分もございまして、一番懸念しておりますのが、特定の人間に超過勤務が偏っているのではないか。そのことについて、どういった工夫ができるのか議論することが必要ではないかと思えます。少し、今後その報告なり、どういう仕組みでやらせるのかということは、考えていきたいと思っております。

○太田委員 私の話の方向で進めていただいているということでございます。退勤した時間イコールその時間まで仕事をしていた、そういう1分1秒、皆さんがそうなっているとは思いません。いろいろ仕事とは別のお話があったりとか、また別の用事があったりとか、そういうことも当然あろうかと思えます。

しかし、まずそのデータがなければ一体どれだけの職員がどういう形で働いていらっしゃるのかということは、私たちもつかみかねるわけですし、総務部長から、どういう形でこのデータを出すかということが話し合われているということですので、私たちも逐一その中で、どういう進捗状況にあるのかということは、詰めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上です。

○**阪口委員** 私の質問は2点ございます。1点目は、動物の譲渡と、動物愛護協議会の設置についての質問でございます。この件につきましては本会議で質問しました。そこでもう少し詳しくお聞きしたいと思っております。

動物の譲渡につきましては、本会議で発言しました趣旨は、本県は殺処分が多いということで、NPO法人の認可を受けている団体にも譲渡をしていただきたいという質問でした。当局からは、前向きに検討するというご回答を得たように思います。そこで、具体的にいつごろから、その民間の方に譲渡されるのかと、検討では進歩がないと思いますので具体的にお聞きします。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正がございましたので、全国で動物愛護協議会の設置と、そのために動物愛護推進員の委嘱が推進されているところです。未設置は7県とこちらでは調査をしているわけですがけれども、これにつきましても検討するというご回答をいただいております。私のほうでは、素案なり原案までいかななくても、素案ぐらいは早急につくってほしいと申し上げました。そこで、具体的にいつごろその素案をつくっていただけるのかをお聞きします。

2点目は、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」、115ページ、アリーナ整備検討事業でございます。ここには調査・検討及び基本構想策定ということで、1,107万3千円計上されています。このことにつきまして、詳細をお聞きしたいと思っております。

昨日、ある新聞を読んでいましたら、そのアリーナ設置のことにつきまして記事が載っており、八条地区にということが少し書かれていました。そこでお聞きしたいのは、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」の新規事業の内容にも書かれていますけれども、既にアリーナをどれぐらいの規模で想定されているのか、もしくはその想定もここで検討されていかれるのかということです。次に、もう既に設置場所の候補地を絞って考えておられるのか、もしくはその交通のアクセス等も考えて、アリーナの設置場所も今後流動的に考えていかれるのかということです。

この設置に当たっての整備手法ですけれども、民間の資金も導入するということを書いています。民設民営ですかね。その辺につきましても、県の負担区分、民間の負担区分も決まっていれば、構想等あればお聞かせ願います。

○**姫野消費・生活安全課長** 動物の譲渡についてお尋ねです。本会議におきまして、くら

し創造部長が答弁したとおり、県では、うだ・アニマルパーク開園から6年が経過する中で、適正飼育や修正飼育の啓発、命の教育の取り組みなど、一定の基盤が整ってきたと考えているところです。

動物の譲渡につきましては、県が行ってきた取り組みに理解を示し、新しい買い主探しやしつけ直しなど、協力していただける団体とどのような協働ができるのか、聞き取りなどを行い、研究していきたいと考えています。

また動物愛護協議会及び動物愛護推進員につきましては、次年度中に設置する方向でスケジュール感をもって進め、また素案の段階でお示ししたいと考えているところです。以上です。

○吉田スポーツ振興課長 アリーナの基本構想についてです。また、アリーナの規模につきましてですけれども、観客席が2,000席以上、空調設備が整備されているなど、全国規模の大会が開催できる規模が考えられますが、コンサートやコンベンションなどの機能を持たせたいと考えており、規模や設備など、どうするかもう少し詳しく検討する必要があると考えております。

同時に、整備に要する費用あるいは財源の確保をはじめ、整備運営手法などさまざまな検討が必要と考えております。現時点で、アリーナの具体的な規模や機能を想定しているわけではございませんので、こうした検討を整理し基本構想としてまとめたいと考えております。このような基本構想を策定した段階で、アリーナの整備にふさわしい設置場所につきましても、検討が必要になると認識しております。以上です。

○阪口委員 動物愛護協議会の設置は次年度ということでもいいわけですか。そしたら次年度には、原案が出るという理解でいいわけですね。最初の動物の譲渡については、はっきりしていないという感じがするわけです。

本県の場合、殺処分がほとんどかと思えます。平成24年度でしたら、犬については譲渡したのは78頭で、猫が24頭、合計102頭、譲渡率は5.5%ですので殺処分が94.5%と理解をしております。

そうしますと、その譲渡率を上げるには、民間のネットワークも使って、行政がNPO法人等の民間団体に動物を譲渡して、その民間団体が一般の方に動物を譲渡していく手法をとらないと、譲渡率は上がらないと思うのです。現状の譲渡率をどう考えておられるのか再度お聞きしたいと思います。

○姫野消費・生活安全課長 委員がお尋ねのとおり、譲渡率につきましては、全国で37

位ということ、決していい実績が上がっているわけではございませんが、団体への譲渡につきましては一つの考え方として、新しい飼い主を探していただく、また新しい飼い主に対しまして適正飼育の教示やその後の飼育状況の確認、また団体によっては、愛護センターで収容した犬や猫の一時預かりを行っていただくとともに、動物の訓練をやっていただくということで個々の団体の方々とお話をさせていただき、その団体等でできる内容について研究してまいりたいと考えているところです。以上です。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 動物の譲渡の件でございますけれども、動物愛護推進員並びに動物愛護協議会は制度ですので、一定のスケジュール感を持って次年度には設置をしたいと考えて検討してまいるつもりでございます。

目標としての時期もお答えさせていただいたつもりですが、団体譲渡につきましては、これは取り扱いですので、その団体がどのようなことができるか、しっかり聞き取ってどんな協働ができるのか、例えば飼い主を探していただくPRを一生懸命やっていただけ、あるいはしつけ直しも一定のエリアでやっていただけ、それぞれその団体が持つておられる力をお借りして、委員がおっしゃるように協働で協力していただいて、譲渡を進めていきたいと考えております。

事業云々よりも取り扱いの問題ですので、早い段階でこういうことをこの団体に協力を求められると思えば、やっていくことは可能かと考えているところです。以上です。

○阪口委員 最後、要望ということで終わります。動物愛護協議会の設置は次年度ということで、ある程度、時期を言っていたので満足しております。

それから動物の譲渡につきましては、そういう団体の方は、以前から申し入れをされているわけです。きのうきょうに始まったことではないので、全国的にはボランティアへの譲渡が、どこの自治体も非常にふえている流れがございます。そういうこともございますので、本県もできるだけ早急に民間の動物団体の方とお話いただいて、動物の譲渡率を上げていただくようお願いしたいということで終わらせていただきます。

○岡委員 冒頭に、平成26年度一般会計特別会計予算案について、見させていただきまして、0.8%増の予算ということで、中身もかなり意欲的な部分も見られまして平成26年度について、大変期待をしたいと思っておりますので、執行をしっかりとお願いしたいと思います。それで、数点について、1問1答でお願いします。

まず第1番目に、人、物、金とよく言われますけれども、その中で経営の資源である人です。これが本県においても、職員数という形であらわれているわけでございますけれど

も、今般、県立病院の独立行政法人化される関係で1, 100人ほどが抜けて、今後一般事務部局が3, 200人ぐらいの人数になるようです。これらの現状の職員構成、例えばよく言われる団塊の世代といわれる方々が、大体卒業されて、大分顔ぶれも変わってきているのではないかと思います。本県におけるその年代別構成がどうなっているのか、特に大きな壁と言いますか、断絶がありますと人事の問題であるとか、また組織の運営上もいろいろと障害が心配されます。そのような心配について、人事課では、どのように把握されて今後、採用計画等においてもどのように考えていらっしゃるのか、特に今後の必要と思われる職員定数についてのあり方について、予測しがたいところもあろうかとは思いますが、その辺も含めて人事の状況についてお尋ねしたいと思います。

○中村人事課長 本県では平成10年度より定員削減化計画を推進しており、一時期職員採用を抑制した経緯がございます。職員の年齢構成につきましては、20歳代、30歳代の若手職員層が薄いといったのが実態でございます。具体的には知事部局の職員数のうち、50歳代が約3分の1、40歳代が約3分の1、20歳代から30歳代が残り3分の1ということになっており、高年齢層に偏った年齢構成となっております。こうした年齢構成の偏りを是正することが望ましいと考えておりますが、今後の職員採用について、職員定数の見直しも念頭に置き、退職者数の状況も見据えつつ、計画的にフラットな採用を続けていくことが重要であると考えております。

加えまして、特に30歳代の職員層が薄いということもありまして、平成21年度から30歳代前半を対象とした社会人経験者の採用試験を実施し、定期的に採用を進めており、年齢構成の平準化に努めている状態です。以上です。

○岡委員 年齢構成の平準化の目的として、30歳代の一般からの中途採用というものも考えていきたいということでした。大変結構なことかと思えます。このあり方は、30歳代に限らず、本当に職員の皆さんに申しわけないけれども、優秀な人材を入れることも一つは活性化にもつながりますし、情報もいろいろ持つて民間の方もおりますし、民間の方でも1回行政で働いてみたいという方も大勢いらっしゃると思えますので、ぜひ平準化と合わせて、人材の確保を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、先般も議論になりました女性の管理職登用の話でございますけれども、データを見させてもらいましたら、そもそも管理職に適齢期というのですか、適年の方がまだ女性の占有率が少ない。大体45歳から50歳ぐらいになってきている女性の職員数がまだそんなにたくさんいないということもありまして、これは当然、今は少ない。きょうも見

渡しても、女性が1人もいらっしゃらないです。みんな男性ばかりでして、県庁を象徴する、議員も少ないですけど、聞くところによりますと、30歳代あたりになってくると、女性が3割近くいらっしゃると聞いております。いずれこの方々が管理職の年代に達すれば、県の管理職も3割ぐらいは女性になっていくのではないかと考えているわけです。特に女性の視点を行政に生かすという視点からも、決裁権を持った女性を登用していく必要があるかと思えます。若干早いかわからないけれどもというときでも、引き上げて、女性の能力を行政に生かすという観点が必要かと思うのですけれども、それのお考えについて、改めてお尋ねしたいと思えます。

○中村人事課長 女性の登用のご質問です。少しご紹介しますと、今限られた人員での行政サービスの質の向上ということで、女性職員の積極的な登用が重要な課題と本県でも認識しております。第2次奈良県男女共同参画計画におきまして、課長補佐級以上の管理職におきます女性の割合を平成27年度には10%に引き上げるとの目標値を設定しました。この割合は、計画のもととなりました平成17年度の5.4%から平成25年度には9.2%へと上昇しております。今後さらに女性の管理職の登用を実現していくためには、出産や子育て、介護等、いろいろな問題がございますけれども、仕事との両立を実現するための環境整備、同時に女性職員が管理職となるためにふさわしい経験を積む必要があるとも考えているところです。加えまして、職場環境の整備に合わせ、女性職員にも、例えば事業担当係とか、予算担当係といったさまざまな分野への配属を積極的に行いたいと思えますし、将来の管理職としてふさわしい資質の養成を図っていく所存です。

現在、40歳未満の職員の約35%は女性職員です。こういった取り組みを通じて、将来の県行政の担い手であります女性職員を今後積極的に管理職に登用し、本県行政のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○岡委員 若干話はもとに戻りますけれども、今般県立病院の職員が独立行政法人へ異動されます。県立医科大学を独立行政法人化されましたがメリットは、何か数字にあらわれていたら教えてほしいです。独立行政法人化する目的というのはいろいろあると思うのですけれども、その一つには効率化ということが多分あったと思うのです。例えば人件費の問題であるとか、それから現在、独立行政法人には運営補助費的なものでお金が入っているのですか。年間数十億入っているのか。独立採算とまでいかななくても、その意識がどのぐらい芽生えてきているかどうかも含めて、もし何かわかっていることがありましたらお答えください。

○浪越総務部長 まさに独立行政法人化を図る目的として、民間的な経営ということ意識してもらうことは重要とっております。その独立行政法人の中で、これから採用なり人事の労務管理の部分も含めてやっていくことになろうかと思っておりますし、今、県立医科大学でもそういった意味での機動性というのは出てきたのではないかと考えています。今、具体的に数字はございませんけれども、感覚としては、独立行政法人をやることによって経営感覚がかなり浸透してくる。職員の中にまで浸透してくるということは大事かと思っておりますし、また収支を職員が意識するということになりますと、それに応じたような形で給与体系も変えていくことも大事だろうと考えているところです。以上です。

○岡委員 ありがとうございます。

次に、県有地の有効活用という関係で、お聞きしたいと思います。これも先般質問が出ておりましたので、できるだけ重複は避けたいと思うのですが、資料によりますと、本県は約800の施設、それから土地が160ぐらいの資産があるということです。平成20年にこれを促進、有効活用する基本方針が出され、今その取り組み中と聞いております。さらには昨年1月には奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針が出まして、さらには取り組みをされていると聞いているのですけれども、特に気になりますのは遊休地です。施設は比較的目に見えますので皆さん気がつくのですけれども、土地の活用について、もうちょっとテンポアップして売却、貸し付け、それから再利用ができないのかと思うのです。特にこの売却処理をするという観点から、積極的にもうここは売ると決めて、しっかり動いていくべきものがあるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○木村管財課長 県有施設の有効活用のうち、売却に向けてどのように取り組んでいるのかというお尋ねでした。県有資産につきましては、当然県民の大切な財産として、県としても貴重な経営資源と捉えております。全庁的な視点から、その有効活用に向けた取り組みを総合的に推進すべきと考えており、行政サービスの維持、向上を図りながら、県有資産の適切な維持保全と財政負担の軽減、また自主財源の確保ということが非常に重要と考えているところです。

そのため、先ほど委員もおっしゃいましたように、平成20年10月に県有資産の有効活用に関する基本方針策定を行いました。これに合わせて、インフラといわれる道路、河川、橋りょう、下水道などを除いた現在962の資産を保有しているところです。これら全ての資産について利用状況等を把握するため、データベースを整備し、毎年低・未利用資産、いわゆる活用されていない資産の調査を行って、売却、貸し付け可能な資産の整理

に取り組んできたところです。今年度におきましては、水道局、公社を含めまして、低・未利用資産として分類した資産は84の物件がございます。これら資産の個々の状況に応じて、県で使うものと県で保有するもの、それから売るもの等に分類をし、このうち売るものとして整理資産と分類したものが29物件ございます。これらにつきましては、境界の確定と土地の整理を終えたものから順次これまで売却を進めてきたところです。平成20年の基本方針策定以降、これまで9物件、約53億円を売却しているところです。

低・未利用資産の利活用につきましては、基本的に公的な活用を最優先していくこととしておりますが、まず県で自ら活用できないかどうか、全庁的な検討を進めながら、県として活用がない場合につきましては、地元の市町村に活用の意向の確認をしているところです。これら公共または公共的な活用が見込まれない場合につきましては、民間事業者による資産の有効活用に向けて、一般競争入札により売却を進めているところです。整理資産等の利活用につきましては、土地の境界確定、測量等を実施し、先ほども申しましたように、作業の完了したものについて売却を進めているところですが、これらの資産の中には土地の権利関係等が錯綜しているもの等がありまして、この調整に著しく時間を要しているというようなこともございます。

また、入札手続を進めていても、土地の立地条件や土地の形状がよくないものもございます。入札が不調に終わったというケースにより、なかなか計画的な売却が進まないことが課題であると、考えているところです。このため、早急に売却等を進めるために、新年度におきましては民間によって不動産売買等に経験を有する方、もしくは宅地建物取引主任者の資格を有した方を非常勤の嘱託として配置し、迅速かつ利活用の手続を進めるとともに、境界確定をはじめとした適正な管理に努めていきたいと考えております。今後とも厳しい財政状況が続きますので、県有資産のより一層の利活用が必要と考えております。公的または公共的な活用が見込まれない県有資産につきましては、市町村のまちづくり等にも配慮しながら、自主財源の確保や貴重な県有資産の売却に努めていきたいと考えているところです。以上です。

○岡委員 本県においても、数年前に比べると、このことについては非常に関心も高くなってきていると思いますし、実際こうやって取り組んでいただくことについて、感謝を申し上げます。何といたっても民間の人から見れば、どう見るかと言ったら、民間の人は土地を持ったら、税金がかかります。それを買うときにまずお金を払っています。金利計算します。1～2年寝かしたらいくら損かということを経験しながら土地を見てい

るわけです。ところが、県の公共財産ですと、その感覚がないわけです。だから、土地というのも元手をかけて得たものですから、当然そこにはお金をかけているわけですから、それに金利負担もかかっていると一般的には考えなければいけないわけです。そうすると、有効活用を早くすることは大事だと思います。

それに関連して、一つだけお尋ねします。近所の話で申しわけないのですが、近所に県立医科大学の職員住宅があり、ほとんど今住んでいらっしゃらない、一部だけ住んでいるという土地があるのですけれども、ほとんど更地になっている部分とか、空き家のままで放置されている住宅もございます。これは県立医科大学の管轄なのか管財課なのか、わかりませんが、これについて地元自治会長からも早く何とかしてほしいという要望も上がっております。もしわかれば、そのことについてお答えいただけますか。

○木村管財課長 もともと県立医科大学が先生方の公舎として活用されていた山本町公舎というのがございます。その当時私も県立医科大学におりまして、先生とは現場でお話も聞かせていただいたところです。県が県立医科大学に貸し付けていた用地でして、それにつきましては、平成25年3月に県立医科大学としては、活用しないということで、県に返還をされているところです。それで、その管理につきましては医療政策部でされておりまして、いろいろと土地の環境の調査を進めていると、聞いているところです。それ以上の確認はできておりませんので、また詳しい報告を改めてさせていただきたいと思っております。以上です。

○岡委員 そのことについて、改めて要望でございますが、1つは地元の自治会の役員が、更地にしている部分については不幸事などがあつたときに車を置く場所がなくて困っているので、駐車場に使わせてほしいという要望もあります。ぜひそういうことに活用いただければ、できることであれば許可してあげてほしいのが一つでございます。

私も現場を見てきましたけど、立派な宅地です。大体60坪か70坪ぐらいの規格になっていまして、もう最高の見晴らしのよいところです。農業総合センターの南側ですので、後ろに山があつて、前が田園風景で、私も欲しいぐらいの土地でございます。宅地として売れば、多分買ってくれそうな感じがしますので、もしもう使わないのであれば売りに出すというようなことも早くされたほうがいいのではないかと思いますので、要望しておきたいと思ひます。

それでは、次に話が変わりますが、もう1点ございます。環境の話になりますけれども、ご存じのとおり、今、PM2.5が大変話題になっておりまして、最近非常に日本にも影

響が大きいということでございます。前にもどこかの場面でこのことについて質問があったことを記憶しているのですが、本県では、観測地点は3カ所と聞いております。一部を入れれば6カ所ぐらいあるのですか。ほかのデータを拾えばとかという話も聞いていますが、県民からお問い合わせがありますのは、一つはもっとうちの市では、例えば橿原市であれば、橿原市はどうなっていますかというお声もあります。いや、王寺町はこうなっています、天理市はこうなっていますだけでは、ぴんとこないということもございまして、この観測地点をふやす考え方があるのかどうかという点が1つでございます。

それと、もう1点は、ホームページに県としては上げておりまして、検索すればわかるといえばわかるのですけれども、このそらまめ君というのが、非常にわかりにくい。このデータをいろいろ調べようと思っても、ここへたどり着くのに大変だと思います。それで、本県のことを調べようと思っても、本県の情報は3カ所のデータしかここに出ていないということです。この情報を1時間ごとにと比較的小さい単位で情報は提供していただいているのですけれども、県民の皆さんからすれば、一番知りたいのは、今から子どもを連れて公園へ遊びに行こうとした時、大丈夫かどうかをパソコンをさわってタイムリーな情報を見たいわけです。リアルタイム的な情報提供というのはできるのかどうか、教えてほしいと思います。

○中川環境政策課長 PM2.5の観測につきましては、平成22年以降、自動測定器を屋上の測定局に順次設置いたしまして、現在、一般大気中の影響を見ることを目的に、天理局、王寺局及び奈良市西部局におきまして測定を行っているところです。また、自動車排ガスの測定につきまして影響を見る限り、橿原市八木町にございます橿原局が、バックグラウンドとして大台局においても測定をしているということで、合計5カ所で常時監視を行っているところでございます。測定器につきましては、委員が今おっしゃっていただきましたが、県のホームページから環境省のホームページ、そらまめ君にリンクし、天理局、王寺局、奈良市西部局の3カ所のPM2.5の時間量を公表しているということです。

測定値が高くなりました先月26日につきましては、県民の方から多くの問い合わせをいただきました。そのため、県のホームページのトップページに当たります緊急情報欄にPM2.5情報を追加しまして、現在は注目情報の欄に掲載をしているところです。さらに観測地点のデータをすぐに見ていただけるように、掲載方法を早急に改修したいと考えております。また、観測データの表示につきましては、現在のそらまめ君では2時間程度おくれが生ずるということですので、PM2.5の影響が広範囲にわたることからも、全

国の情報を提供しております環境省そらまめ君について、時間の短縮について要望してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、測定局につきましては、平成26年度、御所市内に局を増設したいと考えており、このことによって、奈良盆地内にあります測定局の東西南北の各地点で観測が可能になると考えております。今後、さらに細かく観測分析できるよう、既存の測定局を活用し、分析を進めていきたいと考えております。以上です。

○岡委員 PM2.5については、最近非常に関心が高まっております。特に気管に病気を持っている方、それからぜんそく等を持っている子どもさんのいらっしゃる家庭の親御さんは大変神経質になっておられまして、よくそういう会話を我々も聞くわけですので、ぜひこの辺のサービス、情報提供も体制をしっかりと整えていただいて、お願いしたいと思います。

最後に、質問が重複するのですがけれども、先ほどもありました、本会議でもやりました緊急搬送の件で1点だけもう一度お願いかたがたお聞きしたいのですが重症患者の搬送の状態です。4回以上コールが全国最悪という話はこの間しました。それから、重症患者の1回でオーケーの出る率ですが、若干改善されていますけれども、全国でも最下位状態であるわけです。実はこの間私も体験した話で、実は立て続けにあったのですがけれども、2つは同じ状況でございました。脳梗塞で緊急搬送をしたが受け入れ病院がないということで、結果どこへ行ったかといいますと、そのお二人とも宇治市の徳洲会病院に収容されまして、一命は取りとめたようです。後からご家族から相談があったのは、一つは遠いので何とか奈良県の病院を探してくれという依頼でして、私も実態を知ったわけですがけれども、その脳梗塞の患者を宇治市まで運ばなければならなかった。恐らく本県で受けてくれる病院がなかったのだらうと思います。この辺がよそごとではないかと思います。宇治市まで運ぼうと思えば、救急車で走っても恐らく小一時間かかると思うのです、橿原市周辺や、その方は葛城市から搬送されましたが、まだまだ心配な話だと思います。でも受けてくれる病院があつてよかったと思うぐらいです。京都府の宇治市まで行ってようやくそこで診てもらったという話が2件立て続けにございました。

それから、もう1点気になるのは、休日、夜間の問題でございます。これもこの間の日曜日でございましたけれども、私の町内の方が急激な腹痛で、救急車を呼びまして、命にかかわる状態ではなかったのですがけれども、なかなか受けてくれる病院がなくて、かなり時間がかかったという例も間近に見てまいりました。いずれにしましても、この救急搬送、

皆さん方も認識は多分持っていらっしゃると思うのですが、要は全国でこの重篤な患者と思われる方々の搬送時間がこれだけかかる体制である理由は、恐らく救急車には責任ないと思います。間違いなくこれは受け入れる側ができていないということだと思っております。この辺のことについて、医師会であるとか、救急搬送及び医療連携協議会で議論されていると思うのですが、その辺の認識が大事です。奈良県下の医者は、本当に大変だと思いますけれども、そういうことを真剣に今の状態の中で受けてもらえる対策、手だてをしていかないと県民の命が守れないということになるおそれがあります。知事は就任以来、このことが一番最大の課題であることで取り組んでいただきまして、今、大きなプロジェクトが動きまして、数年後には恐らくこの心配も減るのだろうと思っておりますけれども、当面こういう状態がある中で、県として一体何をしなければならないのか、何をすべきか、特に重篤な患者の対策について、もう少し何か具体的なお取り組みについてのお考えがあればお聞きしたいと思います。

○村戸消防救急課長 救急搬送についてのご質問ですが、委員がお述べのように、搬送時間につきましては、重篤、重症患者の搬送時間、代表質問の答弁にもございましたように、若干改善の方向という傾向は見られます。しかし、全国的に見ますと、最下位で実際には県外の病院にも運ばざるを得なかった事例があったということです。それで、まず搬送時間につきましては、現在e-MATCHを利用し、どこに時間がかかっているのかといったことを分析しており、その中で、救急車の現場到着時間から現場出発時間の間の時間が伸びているといった分析がございました。そこで、病院間の的確な受け入れ情報をリアルに救急側に伝えていただくことによって、少しでも搬送時間が短縮できないかということで、まずはリアルタイムな受け入れ情報の提供を病院側に引き続き求めていきたいと考えております。

また、現在、受け入れ不可と表示している病院に、逆に救急隊が照会したり、また受け入れ可能と表示しているにもかかわらず、実際照会しましたら受け入れできないといったことで時間がかかっているといった現状もございますので、病院側、救急側、双方にルールの徹底を図っていきたくて考えております。また、先ほど太田委員にお答えしました中で、病院の受け入れ可能表示を原則受け入れと、状況により受け入れ可能という2段階に分けて、病院側の状況をより正確に救急隊に伝える仕組みをこの4月から運用しました。できるだけ搬送時間を短くしまして、重症患者の受け入れ時間を短縮できるように、消防、救急側として今後とも取り組んでいきたいと思っております。

ただ、委員がおっしゃるように、病院の受け入れ側の問題もあるかは認識しております。それにつきましては、先ほどお話ししました救急搬送及び医療連携協議会が、奈良県の救急搬送ルールについての協議を行っているところです。その中で、例えば地域単位や疾患ごとの輪番制の病院間の役割分担や、そういった受け入れ体制の構築が必要だといった認識のもとに、例えば重篤な心筋梗塞があれば、県内9病院が24時間受け入れられるような体制をつくって対応をされている状況もございます。ただ、100%全ての重篤な患者を、県内の病院ですぐに受け入れられるかという、できればそういう理想の形が少しでも実現すればいいのですが、実際問題いろんな課題がございます。それに向けて少しでも理想に近づけるような努力を今後とも進めてまいりたいと考えています。以上です。

○岡委員 これは、議論が尽きないと思います。そのために今、e-MATCHも導入し、またはシャープ7119番であるとか、シャープ8000番とかいうようなことも取り入れて、県は本当に努力をしていただいております。それも徐々に効果も出てきているように思います。なお一層の努力をしていただきたい。何といっても命がかかっていることですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

○森山委員 大和三山の香久山の景観のことについて、景観・環境局次長に質問をさせていただきますと思ひます。

今回、新規事業で香久山の景観向上ということで、万葉の森においてエントランスを整備していただける予算がついたのですけれども、この中身について教えていただきたいと思ひます。

○七尾景観・環境局次長（自然環境課長事務取扱） 万葉の森の整備についてです。万葉の森の整備につきましては、奈良県全体を1つの庭に見立てた四季折々の彩りを楽しむ庭づくりを目指す植栽計画に基づき実施するものです。その植栽計画によります大和三山エリアの諸方の一つである万葉の森の整備を図るため、入り口に当たるエントランス部分において、休憩所、あずまやを設置し、周辺に万葉集ゆかりの彩りの低木でありますツツジを植栽するものです。それで、憩いの場を創出し、香久山と一体的な景観の向上と機能の充実を図るものです。また、園内各所にベンチを設置するなど、利用者の快適性、利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○森山委員 ありがとうございます。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」では、植栽等による大和三山魅力向上事業「万葉の森」と書いてあったので、植栽がメインと思ひていましたけれど、あず

まやとか休憩所とか、来られた方が利用できるような形で進めていただけるのは非常にありがたいと思います。地元の方も非常に、ありがたいことだと前向きに受けとめておられていました。

その中で思うことがあるのですが、この大和三山というのは、世界遺産の登録に向けて進めていこうという中の一つの存在になっています。先ほど岡委員がおっしゃった畝傍山は官地と民地とがはっきりと分かれていてわかりやすいところがあるのですが、万葉の森も香久山に隣接するということで、香久山そのものではなくて、隣接するという表現になっています。香久山は官地と民有地、それも国有地と県有地で、民有地と、外観から見ると香久山が1つになっていますけれども、それがどこからどこが官地で、ここから民有地というのが非常にわかりにくいところがあるのです。

そんな中で、今回この万葉の森を整備していただけるのは、香久山との隣接と書いていますけれども、香久山の中の完全な一部に見えるような場所になるのです。今まで香久山もそんなに手入れはしていただけて、草もぼうぼうだったのですが、世界遺産の登録に向けて取り組んでいくということで、草刈りなども力を入れていただくようになって、今回このような形でまた新たに整備をしていただいて、観光に来られた方にも喜んでいただけるようになるということです。今回の整備というのは、全体から見て万葉の森のその部分だけのことで、新規事業は進んでいくのか、またその大和三山一つの見方もありますから、香久山、耳成山、畝傍山にも景観の整備を進めていくことにつながっていくのか。310万円の予算をつけていただいていますけれども、今後の展開はまた何かつながっていくのでしょうか。植栽とあずまやと休憩所に、今回は一旦それにとまるという形になるのでしょうか。そのあたりのことをお聞かせください。

○福住風致景観課長 大和三山のことでお尋ねですが、これは先ほど申しました奈良県植栽計画、このたび策定させていただいたわけでございますけれども、その中で、大和三山エリアということで位置づけており、その整備を行っていく中で、平成26年度において、県事業として、この香久山の整備を行っていくものです。そのほか畝傍山、それから耳成山がございます。そういったところを、順次ですけれども、県だけではなくて、国有林もございますので、国有林の部分については、もう既に竹が繁茂しておりますので、その伐竹を国の管理事務所でやっていただいておりますし、もう既にそういう取り組みも始めております。また、今後は地元の橿原市、そして地元団体の方も含め、そういう取り組みをずっと継続して行っていこうと、そういう一環です。以上です。

○森山委員 そのあたりもお聞かせいただきましたのです。香久山と隣接するというところで位置づけられている場所ですけれども、香久山全体として今後も整備を進めていただくことを地域も観光に来られる方も願っています。管理事務所とまた所管が別だからということで、この万葉の森だけを進めていくものではなくて、国の管理事務所と連携をとりながら、香久山の景観を全体的に向上させるようなことをしていただくことを希望していました。そういう方針で進んでいくということがわかりましたので、それで結構です。期待しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○宮木委員長 審査の途中であります。これで午前中の審査を終わります。午後は1時より再開します。

しばらく休憩します。

11:53分 休憩

13:03分 再開

○宮木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ご発言をお願いします。

○和田委員 それでは、幾つかの点にわたりまして質問をさせていただきます。前向きの積極的な県政となることを願ひまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

総務部、くらし創造部、景観環境局と、きょうは3つにまたがっておりますので、まず総務部の関係から質問させていただきます。歳入、歳出についてです。午前中に上田委員から非常に的確な気をつけなければいけない点について質問され、またその答弁をいただきました。大変勉強になりました。勉強ということで、別の観点からお聞きしたいと思ひます。来年度の予算編成を作成するに当たり、歳入、歳出、特に歳入について、一定の見込みがないことには歳出予算は組むことができません。そういう意味で、来年度の歳入予算は、消費税が上がるというもとの、一体経済はどのように動くのか。経済が今のようにならずかでも前進、経済成長するのかどうなのか、あるいは逆に落ち込むのかどうなのか。この予測をしっかりと立てておく必要があるのではないかと。地方消費税、あるいはその清算金などは非常に大きく県税の中で占められております。そういう意味においても、この経済あつての財政、こういう観点で経済の状況はしっかりとらまなければならないと思ひます。

そうなりますと、この間ずっと経済界では論議されておりますけれども、来年度消費税が上がることによって、景気が下がるという意見もあれば大丈夫だという意見もござ

いますが、基本的に政府の経済政策が大変本県の経済の行く末を左右します。そういう点で、経済が、落ち込むのか落ち込まないのか、この点について、最も基本的なところからお尋ねしたいと思うのです。この場合、政府の支出、あるいは奈良県の財政の支出、こういうことでとかく経済が落ち込んだときには財政の出動ということでの積極財政ということがよく言われます。このたびの場合は金融政策の導入をしております。これが非常に特徴的です。日本銀行の経済へのかかわらせ方は、これまでにない異次元の対応とっておりますから、そういう意味で、財政出動ということについてもどのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。この答弁は副知事でも総務部長でも結構です。大変重要なことですから、まずこれを財源を聞いておきたいです。あとで具体的に少し議論させていただきます。

○浪越総務部長 大変難しいご質問をいただきました。本会議の知事の答弁でも消費税の引き上げに伴う経済への影響についてどうかというご質問がございました。その中で、我々も考えておりましたのは、アベノミクスなどの効果がどういうふうにあらわれているのか、平成25年10月、11月、12月以降での経済関係の指標を見た場合に、有効求人倍率などが少し上向きの傾向を示しているということです。それから、先ほど上田委員のご質問で出ましたように、株式等譲渡所得割県民税、そういったものも伸びている。それから配当割県民税といったものも伸びている。そういう傾向がまず前提にあります。

それから、消費税が引き上げられました平成9年ごろの消費税引き上げ後の影響について、どういうふうに見るかという議論はしておりました。県内の支出動向、それから生産額の動向を見てみますと、確かに消費税引き上げによって反動みたいな形で少し落ちる時期も、国全体としてはございました。本県の場合でも、県内のことを見ますと少し落ち込みはしますが、回復をしているということがございました。ただ、その後に金融危機などがございまして、その後、しばらく後に景気は落ちていっているという動向が見てとれたわけです。今回その部分についてどういうふうに評価をするかというところはいろいろございまして、評価の中で、委員もお述べになられましたように、いろいろ見方があるかと思えます。我々の見ている中では、消費税の影響がすぐに景気の動向に、景気を低迷させるということをお断定することは難しいだろうという見解のところもございまして。

昨今の状況、そういういろんな指標で昨今は伸びているという状況を見ますと、一旦その反動の部分で消費マインドの落ち込みということはあるかもしれませんが、それが長期の景気低迷になるということはなかなか断定しづらいただろうと思えます。ただ

し、今後海外ですとか、そういった外的な要因というのは、もうこれはどうなるかというのはなかなか見通せないところですので、基本的には今、国の基調はどちらかというところアベノミクス以降の経済のある程度の回復、その位置づけがあると思っており、我々も歳入の見込みに当たりまして、そういったことも含めながら考えております。ただ、消費税やそういう部分につきまして、かなり仕組みの部分もございます。本来国から県に入ってくる時期がずれたりしますので、そういったことも勘案しながら、平成26年度の消費税の影響というのは、タイムラグやそういった部分もございますので、大きな影響はないだろうと見込んでいます。そういった意味で、今回は歳入部分を見るときに、中で議論はありましたけれども、国の景気の動向についての見解、それにある程度我々も見越して予算を組んでいくことになります。

歳出の部分でいいますと、金融関係の部分でもかなり金利が落ちてきておりますので、制度融資などの部分で少し新たな試みを入れさせていただいております。例えば所定金利の部分をやしたり、無利子の部分の貸し付けをしたりという形で、少しそういった部分でのこ入れもさせていただいております。お答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

○和田委員 本県の財政が大変心配されますので、まずこのことをお尋ねいたしました。基本的には国に準じるというようなお話ですが、実はこれをあえて冒頭で申し上げたのは、奈良県の財政、あるいは財政政策、あるいは公共政策、全てこれは財源あつての政策ですから、その財源の基礎となる経済がどう動くのか、このことをしっかりと見ておかないと、やろうとしていることもやれないと思うのです。例えば本県は経済改革をやるんだと、知事はこうおっしゃっています。経済改革の特にかなめとなっているのは、医療、介護、あるいは食品、そういったいわば消費者、あるいは生活者サイドに直結する企業を中心とする対策、これを構造改革として実施する、強めていくという考え方です。これは私はもう当然賛成でございますし、頑張ってくださいと思います。けれども、このたび消費税が増税になって、消費が冷え込んでくるということになれば、当然それはまず本県経済改革という構造改革を目指している生産分野、製造分野にすぐさま打撃が来ます。問題はそういうときに対応できる備えができていのかどうか、どういうお考えなのか。

そして、これは中小零細企業対策でもあるわけですが、あわせて県内消費を高めようというけれども、消費増税が行われて落ち込んだ場合には、この消費の落ち込みを防ぐために消費拡大になるプレミアム商品券など、いろんな手を打たれるでしょうが、財布

のひもが締められてしまうと思います。その財布のひもを締めるということは、できるだけ安い商品を、できるだけ支出をなくして、なおかつ買おうとすればできるだけ安く買おうということになるわけですから、基本的なベースは消費の萎縮、そしてプレミアム商品券は、それは賢い消費として消費をされていくと、こういうことにはなると思うのです。ですから、国内消費の拡大ということには決してならないだろうと、こういう消費税落ち込みによる景気の悪化という、あるいは経済の悪化ということが起きるならばね。ですから、本県の経済のまず産業救済対策というものが危機管理ではないけれども、そのような備えができているのかどうか。県内の消費の拡大というけれども、そういうふうに単純に考えていいのかどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○浪越総務部長 委員がおっしゃられたように、消費マインドの落ち込みということもある程度想定はされますので、3年ぶりに、プレミアム商品券を県でも発行する。それから、プレミアム商品券を発行する市町村、それから団体等でやられる場合にも支援をするというのはことし組ませていただいているのですが、それは、一つには県内での消費拡大というのが最大の狙いです。それとあわせて、交流人口、県内消費の拡大という観点で申し上げますと、交流人口をふやして、その交流人口の来られた方々が県内で消費をされると、その仕組みをつくっていくことが大きな経済的な改革の一つであろうと思います。知事も申し上げているように、宿泊の施設がありませんので、宿泊されない方と、それから、日帰りで来られる観光客で消費の部分がかなり大きく違うと思います。その部分を少しずつそちらのほうに向けていくという形の話が一つございます。

それと、構造的に申し上げますと、下請などの中小企業が多くございますので、ある意味いい商品、いい製品をつくって、それで企業の活性化を図るという取り組みが必要になる。それと、流通の部分にもらんで、販路の拡大も含めて商品開発をしていくという自立したオンリーワンみたいな企業もおられますので、そういった部分をふやしていくのは大きな一つの目標になると思います。そういう意味で、その部分について強化をしていこうということで、昨年から産業総合振興センターで技術開発、研究開発から販路拡大といった流れを一体的にらんで取り組もうということを進めておりますが、これについても強化をしていく。さらに、委員もおっしゃられたように、我々の経済に関する分析力というのはまだまだ足りない部分があるかと思っています。いろんな指標を使って、どこに我々のところで見出していける観点があるのかを研究することの必要性がありますので、先ほど申し上げていましたけれども、統計リテラシーの部分で職員そのものも能力を向上して、

そういう経済発展に向けてのポイントをつかんでいこうという取り組みも強化をしたいと思います。

さらに、金融の部分で先ほども申し上げましたけれど、これから経済的な部分でどういふふうな動向になるかわかりませんが、あくまでもやはり金利が低金利になっておりますので、さらに企業が活用いただけるような融資制度といった形に変えたいということで、無利子貸し付けの部分をつやしたり、企業の促進を促すような貸付制度をつくったり、それから、金利の部分については、市場金利がかなり落ちていますので、所定金利を使ったような形で借り入れをしていただけるような、そういう仕組みについても配慮をしているところです。以上です。

○和田委員 議論をこれ以上するつもりはないのですが、一、二点だけ指摘をして次の問題、防災などの質問いたします。

教訓ですが、1997年、橋本政権のときに3%の消費税を2%引き上げて5%としました。これによって一挙に成長していた国内経済がとまってしまふ。とまるだけではなくて、そこから今日に至るまで、そのときは、私の手元にあるのはGDP、国内総生産が513兆円であった。これがずっと、バブル以後徐々に生産拡大されてここまで成長しました。ところが、この1997年以降、今日まで、これを超えようとしたのが2007年に1回ありました。2007年にGDPが、515兆円になっております。わずか2兆の生産拡大になっているけれども、それ以外のときは皆落ちております。つまり、成長がとまったということです。問題は、今回のこのせつかく上げ潮で、アベノミクス、うまくいってくればなど、日本経済も本当によくなるなど、こういうふうに期待をしている矢先に、まだこれから第3の矢でしっかりと経済成長戦略を組んでくれて、これで大丈夫だと思いたいときにこの4.7兆円という消費税をかけてしまふ。これはもう明らかに冷や水です。そして、さらに言えるのは、これに対する経済対策を組んだのではないかと、こういうことで5.5兆円、このことが指摘されるわけですが、私の今、見積もりで、歳出規模は2013年度は102兆8,000億円、ざっと。これが決算ベースです。この2014年度は、予算ですけれども101兆3,000億円の歳出ベースとなります。これ、1兆円余り下がりますね。消費税がかけられて、消費マインドが下がるのに歳出は抑えられる。そして、税収というところでは消費税が大きく上がる。それが2013年度は42兆6,000億円という、私は46兆5,000億円と言っていたのですが、そういう指摘もあるので42兆6,000億円と見ても、この2014年度は57兆3,000億円の税収が

国に出てくるわけです。いただく地方消費税、これはふえるから、財政はよいかもしれないけれども、もしかしたらこの地方消費税が半分になるかわからない。けさの話ではないけれども、平成25年度2月補正で当初予算よりも株式等譲渡所得割県民税が35億9,000万円ということでした。今度は地方消費税が落ちるかもわかりません。こういうような非常に先行き不透明な状態の中で、次年度の国の予算の組み方は、消費税を上げて税収をふやし、歳出を抑えた。そのことで財政赤字は前年度よりも大幅に下がるという結果が出ております。消費税を上げたのだったら歳出をもっと上げてもいいじゃないかと思うのです。しかし、国は大変怖い予算、あるいは、経済の見方をしているのではないかと思うのです。

そういうことで、日本経済の行く末、奈良県の経済に与える打撃、こういうものをよくよく検討していただきたいということを指摘させていただきたいと思います。この点についてはこれで終えておきます。

次に、防災の関係です。防災については3点質問をしたいと思います。

1点は、原子力災害によって避難された福島県民の方が、奈良県内にお住まいでございます。そしてまた、東日本大震災の被災者も避難されております。この避難されている方々については、本県としては心の温まるような対応のされ方をしていると思っておりますので、本当に評価をさせていただくのですが、しかし、奈良県内に住まわれた方々への総合的な、相談、対応ができる場がない。例えば、避難された方は行政の仕組みを知らないから、人づてで情報をいただきながら頼ってきます。頼った先がちょっと違って、ほかの課へ回されると、このようなことはいかかなものかと思うのです。そこで、避難者、被災者の皆さん方への、いわば総合的な相談窓口が必要ではないか。これは防災という、防災統括室、わざわざ防災があるわけですから、ここでひとつ総合の窓口をつくることが非常にベターではないかと思うわけですが、いかかなものか、これを一つお聞きしたい。

それから、この方々の生活は、2011年3月から、2014年の3月までで、3年がたちました。生活がこちらでほぼ定着をしてきております。そうすると、今までの緊急避難という、緊急対応というレベルから生活定着、そして移住ということが考えられるのではないか。あるいは、私ども自身、脱原発議連でもいろいろと被災者との話し合いを持ちますが、本当にもう我々の考え方も変わってきましたと、調査をした結果、21世帯がこの奈良県にもう定着するのだという結果が上がっていますということをお知らせいただいた。それほど大きく変わってきている。だからこそ国は、帰還をしないという人につい

て一度実態を把握、対応を考えてみようという声明を出したと理解をしております。だとすれば、本県においても、この被災者、避難者の意向調査というか、アンケート調査をとる必要があるのではないか。中には、住民票を福島県に置いているため、奈良県で働きたくても、会社へ行っても、住民票が奈良県になれば困りますとか、何かそういうことで断られたケースもあるようです。そんなことで、非常にお困りの方、いろんな問題がありますから、意向調査をする必要があるのじゃないか。県内100何人いるのか知らないけれども、そのことを2つ目に質問いたします。

3点目ですが、これは、奈良県内の市町村の動きに関係いたします。先日、報道されました。福井県敦賀市と奈良県内の奈良市、生駒市、大和郡山市、天理市の北和4市との間で、2月26日に、災害協定を結んで、避難を受け入れるという協定をされております。これには奈良県が関与したということが紹介されておりました。そこで、その関与の内容、あるいは協定の内容が、どういうものなのか明らかにしてほしいと思います。

それから、これは原子力防災協定の問題ですが、このようなことに関与した県の指導窓口はどこなのか。それから、原子力災害に対する危機管理というものがわかった上での協定であったのか、その辺のところを知りたいと思います。これを知るということは、何もやってはいけないとか、やるべきだとか、両面がありますので、それは答弁を聞いてから広く私の考え方、また質問に入ろうかと思えます。以上です。

○中澤防災統括室長 3点ご質問がございました。まず、窓口の件でございます。東日本大震災によりまして県内に避難されている方々には、市町村や県庁内でもさまざまな課がその内容に応じて相談には応じているところです。県内への避難者への支援に関する県の総合的な窓口と申しますのは、復興庁のホームページにも載っておりますけれども、防災統括室が担当をしているということで掲載をされております。国や避難もとと言いますか、記載された東北の県等とも情報交換等を行っているところでございます。

それと、市町村の相談窓口についてホームページで確認できない、わからないというご意見も頂戴していたところでございますけれども、こちらにつきましては、県内で避難者がおられる市町村へ確認し、復興庁へ、ホームページにも載せてくださいということで依頼しておりまして、昨週末、金曜日だったと思うのですけれども、掲載をされたところです。今はご確認をいただけるような状態になっています。

今後ですけれども、これらの市町村、あるいは庁内の関係課などによる情報交換、課題の検討、こういったものを行う連絡体制をつくっていくなど、十分な連携を図りながら避

難者の方の相談に応じてまいりたいと考えております。

それから、アンケート調査、意向調査のご質問ですけれども、東日本大震災によります県内への避難者ですが、3月1日現在で、県内16市町村に75世帯、166人の方が避難をされております。これらの避難されてる方への支援内容は、時間の経過とともに変化をしていると、今、委員もおっしゃっていただきましたように、そのとおりかと思っています。現在の支援ニーズといいますのは、特に住まいや仕事、子どもの教育というようところが非常に重要になってくるのかと、これもおっしゃるとおりかと思っています。

例えば、これらの分野ですけれども、学校現場におきましては、避難者の生徒から先生に対して、勉強で困っているなど具体の相談があった場合には、随時親身にいろんな相談事にはのっておられると教育委員会からも聞いているところですし、また、仕事のことや、住居の件につきましても、それぞれ担当課である雇用労政課、住宅課で具体的な相談内容に応じて親切丁寧に対応することを心がけているという共通の認識でおります。

今後ですが、避難者の方への支援を行うに当たり、避難されている方々の現在の支援ニーズを十分把握するというのも大事なことだと思っています。このため、庁内関係課でこれまでいろいろ対応しておりますが、そういった対応状況も踏まえ、関係課でもそれぞれに、避難されている方のところへ直接お目にかかっているいろんなことを伺っているとかという対応もしております。そういった現状も踏まえて、より効果的な支援ニーズの把握の方法、例えば、おっしゃっていただいたようなアンケート調査による意向調査というものもあるかと思いますが、具体的な把握方法といいますか、実施方法について検討をしてみたいと考えております。

それから、3点目ですけれども、敦賀市から県内へ避難される方の協定の件です。原子力災害時の広域避難の受け入れにつきまして、福井県から昨年4月ですけれども、原子力災害が発生して福井県内での避難が困難となるような場合に、敦賀市民は6万8,000人おられますけれども、奈良県での受け入れについて依頼がございました。

この依頼を受けまして、依頼の中に、特に福井県側といいますか、敦賀市からもございましたけれども、現在のコミュニティを壊さないような形で、ある程度まとまって避難をしたいというような要請がございました。これを受けまして、福井県からできるだけ近い北和の4市でございます、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市へ受け入れについて検討をお願いしました。以後、おおむね月1回程度、県の防災統括室が調整役として毎回協議に参加をし、福井県、敦賀市、奈良県の北和4市で検討を続けてまいりました。

委員がおっしゃっておられる2月26日に敦賀市と県内の4つの市が、原子力災害時等における敦賀市民の県外広域避難に関する協定を締結し、避難先となる学校名等もこのときに公表されたところです。

それから、協定の主な内容としては、まず、避難先の市ですが、奈良県内が被災してるような場合は受け入れは求めませんというのがあり、あと、避難所運営については敦賀市が行うこと、受け入れるのは1カ月以内というのを目途にしますということ、避難に係る物資の確保について敦賀市が福井県と連携して確保する。あるいは、費用は敦賀市が負担する。あるいは、避難者の放射性物質の付着を調べるスクリーニングや除染ですけれど、これの実施場所、あるいは方法につきましては、今後出される国の方針に従って福井県が実施するということが中心の内容です。

県では、今回の防災計画の見直しにおきましても、原子力災害対策として、この福井県など原子力発電所の立地県からの避難者の受け入れについて積極的に協力していくことを新たに記載しております。

また、県民の安全確保の観点から、危機管理の面ですけれど、原子力災害対策について説明したいと思いますが、国の原子力災害対策支援に基づく住民の安全確保につきましては、原子力災害対策重点区域を定めまして、原子力災害特有な対策について対象となる原子力事業所を明確にして定めるとされております。この重点区域でございますけれど、本県において定める必要があるかどうかということですが、昨年6月に改正されました原子力災害対策指針におきましては、原子力発電所からおおむね5キロメートル圏内で即時退避が必要な、略称でPAZと言われているところですが、この区域及びおおむね30キロメートル圏内で速やかな避難の準備が事前に必要な、略称UPZと言われておりますが、こういった区域の考え方が設定されております。また一方、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被曝等の影響が想定される、略称でPPAと言われておりますけれど、この地域の考え方についても導入をされましたが、この地域の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の考え方につきましては、今後、国において検討される予定となっております。

本県は、原子力発電所から一番近いところでもおおむね90キロメートルの距離がございます。即時避難の区域及び速やかな避難準備が事前に必要な区域ではございません。放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被曝等の影響が想定されるPPAでございますけど、こちらの具体的な範囲、あるいは必要とされる防護措置、この考え方は、先ほど申しましたように国で指針が改定され、はっきりした場合には、本県に甲状腺被曝等の影響が想定され

る地域の設定、この可能性が生じたときには防災計画をさらに見直して、必要な事項を盛り込むこととしております。以上です。

○和田委員 1点確認をしますが、被災者、避難者の相談窓口は防災統括室で持つということでもいいですね。

○中澤防災統括室長 はい。避難者の方も、それ以外にも、この東日本大震災からの避難に関連することの窓口としては防災統括室が一旦総合的にお受けするという事です。ただ、実際には相談の内容につきましては、先ほど申しましたように、住居の話や教育の話など、具体的な話になると全て防災統括室での対応は不可能ですので、関係課と一緒に話をお伺いする、あるいは、関係課を紹介するという形になろうかと思いますが、一旦お受けするという事にさせていただきます。

○和田委員 この窓口についてはよくわかりました。そのとおり頑張ってください。

県内の北和4市が敦賀市と協定を結んだ件ですが、もしも、福島原子力発電所である事故が起きたときに、メルトダウンを一部起こしましたが、しかし、あれがもう一度大きな爆発でやられてしまうとすれば、30キロメートル圏内どころか、もう50キロメートル、100キロメートル、150キロメートルと、日本がひょっとしたらもう大変なことになると思います。今回の、現実には我々話し合いをしておりますと、避難された方の中には、東京、横浜の方もいらっしゃいました。横浜の方も、まだ若い方ですが、向こうでの生活は、嘔吐したりいろんなことで、体調が悪い。こちらへ来ると非常によくなっている。その嘔吐したときに測定をすると、やはり高いレベルの放射能が出ていたという指摘なのです。ですから、あんなに離れていても、横浜の方が放射能にちょっと影響されている部分があるのかな、その辺のところは厳密に調べる必要があると思うのですが、そういうようなことを報告としてじかに私は聞かせていただきました。しかし、翻って、敦賀市で事故が起きると、そうした場合に、我々のほうはその避難者を対応するという話ですが、場合によっては奈良県をも包み込んだところの大災害が起きるかもわからない。この対応する、避難を受け入れる側の立場で考えているけれども、それは甘いのではないかと。ですから、この原子力災害についての怖さというものをもう一度しっかりと分析をして、そして、我々もこの奈良県、遠いといえども被曝をするかもわからない。そのような危機管理を持つ必要があるのではないかと。想定外でしたなんてという言葉は言わないでもらいたいです。そういうことで、この協定の内容についてはそのような危機管理の意識を高めながら臨んでいただきたいと思います。救出する側だという思いで対応してはとんでもな

いことになるのではないかと、想定外のことも起こり得る、100キロメートル圏に奈良市の一部がかかっているということ、100キロメートル圏にこだわらずに、150キロメートルや200キロメートルや、日本全国になるかわからない。

次に、くらし創造部については、4点ほどありますが、簡単に申し上げます。

まず、戸籍抄本や住民謄本などの不正請求、不正取得が誰かによって行われてしまう。それで大変迷惑をこうむっている人たちがたくさんいらっしゃいます。ある会社は、この5年間ほどで5万件不正取得をしたということです。2万件かもしれませんので、正確には調べてください。その結果として、同和地区の住民かどうかの問い合わせだとか、あるいは、その女性の居どころを突きとめてストーカーをやるとか、それから、おじいちゃん、おばあちゃんが、ひとり暮らしかどうかを確かめて、振り込み詐欺の格好の対象にしてしまうとか、そういうふうに犯罪に使われている場合がたくさんあります。これについて、本人通知制度で各市町村がその制度対応に入っておりますが、本人が、そういう知らない者からと、本人ではない誰かが来たときには必ず連絡をくださいと、住民票を請求された場合の方が。そうしたら、本人通知という形で市町村はやることになっております。ということで、悪質な犯罪を防ぐために対応されている本人通知制度というものについて、積極的に広めることが必要ではないかと思えます。現在、私の知る限りでは奈良県内19市町村がこの制度を導入しているようです。ほかの県では本人通知制度に5県、6県の全市町村が導入しています。これについて、人権施策課、あるいはくらし創造部長としてどうお考えなのか。あるいは、どのように普及するのか、このことについてお答えをお答えいただきたい。

それから、ヘイトスピーチということで差別先導をして、暴力をあおってしまう、人種差別をあおる、こういうようなこともございます。したがって、このヘイトスピーチに対する取り締まりの対策は、裁判では確かに有罪判決を、ヘイトスピーチをかけた者の有罪判決は出ておりますが、明確に法律で取り締まることは今のところ出ておりません。名誉毀損罪みたいなもので出ている。そういうことで、これは差別禁止という意味合いから、あるいは、国際人権規約も踏まえて、奈良県としても、既に奈良県内で裁判が起こされた案件もございますから、これに対してどういう対策をこれから考えようとされるのか、大変難しいところですが、ひとつお答えをお答えいただきたい。

それから、世界記憶遺産というものがございます。世界遺産とともに、世界記憶遺産。この世界記憶遺産は1992年に創設されたもので、2年ごとにこの遺産登録をやっている

る。各国では、それを申請するについては2件以内となっております。これまでに日本では3件の世界記憶遺産が申請されておりますけれども、このたび、日本の人権史に輝く水平社創立宣言、あるいは、それに関係する資料、これについて世界記憶遺産へ登録しようとしています。今回は、2年後に締め切られるその2年前の3月末日と、こういうことです。このことについて、いろんな応援をしていてもらいたいと思うわけですが、この点についていかがお考えでしょうか。以上です。

○山菅くらし創造部次長（企画管理室長事務取扱） まず、住民票の不正取得に対する対応としての本人通知制度についてです。住民票等の不正取得が、プライム事件等のように大量に請求されまして、本人の知らないうちに入手され差別に悪用された、そういった事案につながったといったことも十分認識しているところです。これへの対応の有効な手段としまして、委員がお述べの本人通知制度の導入が言われているところです。不正取得の防止、あるいは抑止に大きな効果があると認識しております。県では、担当課とともに、市町村に対しましてその導入に向け文書で依頼するだけではなく、各市町村に直接出向いて説明、あるいは、意見交換をするなどして導入を働きかけてきたところです。その結果、今年度、6町村が導入、新年度の平成26年4月には、吉野郡の11町村が導入していたなどの、平成26年度中には32市町村の導入がなされる予定となっております。今後も、全市町村の早期導入に向けまして、各町村で懸念されておられるような事項の払拭について説明等に努めてまいりたいと考えているところです。

次の、ヘイトスピーチに関連してのお問い合わせです。奈良県をはじめ、京都府、あるいは大阪府等におきまして、差別的な罵声を浴びせるなど、特定の集団の方を悪意を持って誹謗中傷するという許しがたい人権侵害行為が行われていると認識しているところです。こういったことが多発していることは憂慮すべき事態にあると考えているところです。

昨年、あるいは一昨年に、奈良県並びに京都府におきまして、裁判がございました。その裁判の中では、今回は相手方が特定されていたということもあり、差別街宣行為は違法な行為と認定され損害賠償が認められた、そういった点まで踏み込んだ画期的な裁判であったと認識しているところです。今後の先例になるかと思っているところです。ただ、両裁判とも、被害者が特定できたところでした、一般的なヘイトスピーチのような不特定多数を侮辱、差別するような行為につきましては、まだ不十分な点があると認識しているところです。そういったことから、不特定な者であっても、それを罰する、あるいは、それを差しとめることができるような法の整備が必要であると考えております。また、被害を

救済するに当たりまして、裁判制度を使わずして、簡易、迅速に解決できるような手法、あるいは、第三者機関といったものも必要と考えているところです。こういったことから、かねてから国に対して実効性のある人権救済制度に関する法制度の早期実現の確立を要望してきたところです。まだ実現には至っておりませんが、今後も引き続き、関係機関、あるいは、その団体と連携し、強く国に要望してまいりたいと考えております。以上です。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 世界記憶遺産の件ですけれど、国から1件、それから、民間から1件と決まりがあるようでして、国からは、京都府の東寺の古文書が出されるというふうに仄聞しております。民間からが、水平社博物館以外に2件推薦されている。これは3月末までに推薦をするということで、それで、日本ユネスコ委員会でまとめてユネスコに送られて、一つの国に対して1件ずつを超えると、ユネスコからもう一度、どれにしますかということで返ってくるようです。よくわからないのですが、競合してるのが3件ぐらいあると聞いています。そこで、どう選びますかと返ってきたときには、しっかりと、文部科学省、あるいは日本ユネスコ委員会に働きかけていきたいと思っております。仄聞しているだけなので、はっきりとはわからないのですけれども、うまいこと1件、1件であればユネスコでの採択がされるのかと思いますけれど、どうも競合されると聞きますので、その状況を見た上で働きかけをしていきたいと思っております。以上でございます。

○和田委員 人権施策のほうでしっかりと頑張ってください。よろしく頼みます。

最後に、1点だけです。これは景観・環境局への質問です。

産業廃棄物対策の関係ですが、桜井市で初めて、いろいろな公害問題を発生させながら、地元住民を苦しめてきた経過の中で、双方、事業者側と、それから関係地元住民との間で歩み寄りができて、ようやくうまく和解の方向へと進んできました。大変これはご苦労だったと思います。これも、ここ二、三年の急な、廃棄物対策課がしっかりと乗り出している取り組みの結果というように理解しております。そういう意味で大変ご苦労だったと思いますが、その経過について、今どのような形で新たな展開にあるのか。これは、産業廃棄物処分場を持っている皆さんにもきつといい経験、教訓、知識として受けられるのではないかと思いますので、ぜひともひとつその点、ご報告いただきたい。

○樹田廃棄物対策課長 桜井市内にございます産廃最終処分場についてです。この処分場は、平成2年5月に埋め立てが始まり、20年以上の長期にわたって操業されてきたものでありますが、このたび、委員がお述べのとおり、埋め立ての容量が許可の容量に達した

ことから、昨年12月27日ですが、予定の時期より2年半ほど早く埋め立ての終了の届けが県に提出されております。これまで、県としましては、周辺の環境保全、あるいは産業廃棄物の適正処理を確保するために、毎日のパトロール、それと、地元の桜井市とも連携して処分場から出る放流水の水質検査や周辺の臭気の調査等々をやってきながら、必要に応じて事業者を指導してきたところです。

この間、放流水については、環境基準を維持しております。一方で、周辺の住民から臭気についての苦情がございまして、これに対し、事業者もみずから脱臭機の設置、あるいは、送風機による拡散等、そういった対策を行ってございまして、現状においては、埋め立てが終了したこと、それによって覆土等の工事も完了したこと等々から、処分場周辺における臭気もおおむね安定している状況でございます。

近年、県は地元の自治会の役員等の皆さんに、この状況についての説明会を年数回の頻度で、廃棄物対策課長、そして、景観・環境総合センター所長が出席して行ってまいりました。この説明で主に3点、1点目が事業者が処分場を閉鎖するに当たって実施する雨水排水や緑化等の対策工事、2点目が、安定的な維持管理を確保するための事業者の責務、3点目が、県が指導監督を引き続き行っていくことなどについて説明しました。また、ことしの2月には、処分場の現地、処分場外におきまして、事業者が地元自治会の役員の皆さんにこのような工事の概要の説明を行い、これに廃棄物対策課及び関係課の職員が立ち会っております。このような経過を経まして、この処分場の埋め立てが終了し、閉鎖に当たって最終的な工事が施工されたことから、一つの区切りがついたのではないかと考えております。

今後、事業者は、この処分場が安全で環境基準上も無害なものとなって、法に基づいて施設が廃止できるまで、水質あるいは臭気の対策はもとより、環境に影響を与えることのないよう、その維持管理の責務を負うこととなります。県としては、引き続き毎日の監視パトロール等を実施するとともに、安全な状態で維持管理されますように事業者を指導監督し、地元自治会等には引き続き、状況に応じまして県として説明に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○大坪委員 3点質問させていただきたいと思います。

まず最初に、首都機能のバックアップについてです。この件は、さきの本会議、森山委員からの代表質問でされておりました。今後30年間におけるマグニチュード7クラスの首都直下型地震の発生確率は70%と言われており、このような切迫性を踏まえた場合、

国全体として首都機能のバックアップ体制を早急に整えるべきであると考えております。これまで、自然災害等が比較的少ないなど、バックアップ体制の構築において本県は大きな役割を果たせると考えておりますし、また、しっかりと役割を果たさなければ奈良県の存在意義というものが問われるとっております。こういった点から、これまで県としてどのような取り組みをなされてきたのか。また、今後どのように取り組んでいかれようと考えておられるのかお答えをいただければと思います。

○中澤防災統括室長 首都機能のバックアップ体制の件です。東日本大震災の経験や、今おっしゃいました首都直下型地震の切迫性を踏まえれば、国とされましても、リスクの分散、首都機能のバックアップ体制の構築は急務となっているということは認識しております。こうした中におきまして、幾つかの県では首都機能のバックアップの候補地として、それぞれ独自に検討が行われてるというところも認識しております。

本県ですけれども、かねてより福井県など13県で構成されるふるさと知事ネットワークにおきまして新たな国づくりのための政策提案を取りまとめ、この中の強靱な国土づくり、この分野において複軸型の国土構造を実現するとともに、災害時の命の道となる高規格幹線道路などの整備を促進し、国全体としてのリスク分散とバックアップ体制の構築をする必要があるということを強調しております。

本県は、これも委員がおっしゃっていただきましたが、これまで災害が非常に少ないという事実、古代に都が置かれた、古くより災害から文化財が守られてきたという歴史もございまして。このような本県の特性を念頭に置き、引き続きふるさと知事ネットワークの各県とも連携をし、災害に強い国づくりに向けてリスク分散と首都機能のバックアップ体制の構築について、奈良県が果たし得る役割について議論を深めたいと考えております。以上です。

○大坪委員 実際、この近辺を見ましても、1,300年近いときからの建物が、正倉院しかり転外門しかり、そういった1,200年以上の建物が残っている土地柄でございます。やはりこれは、自然災害が少なかったということの証明でもあろうかと思っております。このバックアップ機能は絞り込んでいかなければ、かなり幅広い課題であろうかと思っておりますので、何が奈良県でできるのかということ、ぜひ具体的に絞込んだ議論がなされていけばと思っております。これからも引き続き、ご検討をいただければと思います。そして、この件につきましては、総括でもお伺いしたいと思っております。

次に、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計

2月補正予算案の概要」、112ページ、くらしの向上〔スポーツの振興〕ですけれども、ここでスポーツの振興ということになっているのですが、本県における武道の振興という部分についてはどのようにしているのかを教えてくださいたいと思います。

○吉田スポーツ振興課長 武道の振興についてのお尋ねです。実は、平成24年度より紀伊半島三県クラブスポーツ大会を開催しております。これは、学校部活動ではなくて、地域のスポーツクラブによる大会で、県域を越えた大会の機会の少ない競技の種目の振興を図ることを目的に実施しており、種目につきましては、女子サッカーやレスリングのほか、武道であるなぎなたを実施してるところです。対象は、小・中・高校生ですが、競技団体からは小・中・高校生の合同による団体戦など、幅広い年齢層による大会はふだんにない貴重な経験で、参加した選手にとっては有意義な大会であったりとか、学校単位ではなくて地域のスポーツクラブ主体による大会を実施することができた。また、3県の交流を深めるよい機会になったというような意見もいただいているところです。

そのほか、競技力の強化として、国体などの全国大会で活躍できる県内アスリートの競技力の向上を目指し、奈良県体育協会が実施される選手の育成強化に要する費用の一部を支援することとしております。平成25年度は陸上や水泳など40種目のうち、武道については7種目、柔道、相撲、弓道、剣道、空手道、柔剣道、なぎなたの7種目に、予算額4,200万円のうち約600万円を支援することとしております。この結果、今年の東京国体では、弓道や空手道が上位入賞したところです。平成26年度も引き続き同程度の支援を予定しております。委員ご指摘のとおり、武道についてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○大坪委員 私自身もそうなのですが、武道をされている方々の思いとして、スポーツの振興というところで含まれているのですけれども、スポーツと武道は違うという思いを持っておられる方も正直あります。これは私の勝手な思いなのですが、スポーツの振興というところがスポーツ、また武道の振興ということであればなおさらありがたいと思います。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」を見させていただいておりましたが、あらゆるところに奈良らしいというような言葉が事業の中についているものがあります。武道というものは、日本を代表する一つの文化ですので、そういった観点を考えますと、奈良らしいというところに武道も含まれるのではないかと考えております。今後ともスポーツの振興、そしてまた、武道の振興という面にも十分に取り組んでいただけましたらありがたいと思います。

最後になりますが、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」、134ページ、人権を尊重した社会づくりという項目の上段「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業でございますが、昨年度の内容、そして、拉致問題に対する取り組みがここでなされているのかをお伺いしたいと思います。

○安本人権施策課課長補佐 「なら・ヒューマンフェスティバル」は、今年度で第19回目を迎えます人権に関する県内最大のイベントとして、毎年10月後半の土曜日に県内各地で開催しているところです。

今年度は、五條市で開催予定でしたが、台風の影響で縮小開催となりました。従来の開催内容につきましては、人権について考えていただく機会を提供する講演会やコンサート、各団体等による展示等の催しと、また、来場者に楽しんでいただくための物産展等です。

これまでの展示については、同和問題、ハンセン病、犯罪被害者、インターネット利用の人権、女性に対する暴力、児童虐待防止、里親制度等々について、それぞれに取り組んでおられます団体がパネル展示等により啓発やPRを行ってきています。

「なら・ヒューマンフェスティバル」は、国の機関である地方法務局、奈良県、全39市町村で構成します実行委員会がその開催内容を決定しているところですが、拉致被害者問題は重要な人権課題と考えておりますので、次の開催から拉致問題被害者についても展示ができるよう、この実行委員会に諮っていきたくと考えております。以上です。

○大坪委員 今、ご答弁の中で、北朝鮮による拉致問題についても、取り組みを実行委員会とも協議していきたくと前向きなご答弁をいただきました。ぜひとも、この拉致問題が「なら・ヒューマンフェスティバル」で何らかの展示等で参加ができるように、お力添えをいただきたいと思います。ただ、北朝鮮の拉致問題が県の人権施策に関する基本計画の課題の中に含まれていないことが「なら・ヒューマンフェスティバル」の中にも入っていなかった一つの要因ではないのかという思いを持っております。ですから、拉致問題が一つの課題として含まれるように、今後検討していただけて進めていただければありがたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○藤野委員 簡潔に質問を行います。「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」、114ページに新規事業で、総合型地域スポーツクラブと学校との連携事業があるのですが、スポーツ振興という観点から興味をそそられましたので、具体的な事業内容についてお聞かせをいただきたい、まず1

点目でございます。

2点目に、認定NPO法人の認定事業について、現状をお聞かせいただきたい。

3点目に、青少年健全育成条例の一部改正による携帯電話のフィルタリングについて、取り組み、現状をお聞かせをいただきたい。

最後に、消防広域化についてですが、ことしの4月1日から広域消防化がスタートされます。3月28日に設立の式典が行われますが、これは全国各地での取り組みが行われていると思います。全国的にはどのような傾向となっているのか、以上、4点についてお聞かせいただきたい。

○吉田スポーツ振興課長 総合型地域スポーツクラブと学校との連携事業の関係です。この事業は、地域教育力サミットの学校・地域スポーツ連携部会ですと議論してまいりまして、学校と総合型地域スポーツクラブが連携して、例えば子どもの体力向上や、そういったことはどうしたらできるのかということをいろいろと議論してまいりました。その議論を進めて新年度では具体的に、幾つかの地域で一緒になって、例えば交流事業できませんか、あるいは指導者の派遣をおのおのできませんか、そういったものをそのモデル地域で具体的に一度取り組んでみて、そこでいろんな課題が出てくると思うのです。それを今後いろいろと解決をしていって、他の地域にも展開できないかということで来年度実施するものです。以上です。

○上田協働推進課長 認定あるいは指定NPO法人の制度について、お答えさせていただきます。

NPO法人の指定制度につきましては、条例により指定をされましたNPO法人への寄附者が税の優遇措置を受けることができる制度です。本県でも埼玉県、神奈川県、京都府、大分県に続いて平成25年3月に制度化をしました。また、奈良市でも同時期に制度化されている状況です。

その他の市町村につきましては、橿原市、野迫川村、天理市、宇陀市から相談がありますことを昨年10月の決算審査特別委員会でもお伝えさせていただきましたけれども、その後、大和郡山市からもご相談をいただいている状況です。この優遇制度につきましては、県指定法人については、個人県民税が寄附金額の4%、市町村指定の場合は市町村民税が6%の税額控除を受けることができますけれども、そのためには、県だけではなく市町村でも指定を受ける必要がありますことから、県内市町村でも指定制度に取り組んでいただくことが重要であると考えております。このため、これまでも税務部局とともに市町村へ

の説明会を開催してまいりましたけれども、新年度から当課で所管いたします多様な担い手との協働を推進しますために設置することとしております県と市町村との連絡会議の場も活用したいと考えております。条例指定制度の普及に向けまして、県内のNPO法人設置状況などの基本的な情報、あるいは県、奈良市の指定基準を参考として検討していただきますように働きかけてまいりたいと考えております。

一方で、NPO法人に対しても、法人が集うイベント等にブースなどを設置して、制度周知に努めており、少しずつ指定に向けてのご相談がふえている状況です。新年度から、全NPO法人を対象にした実態調査を予定しておりますので、その調査結果をもとに、行政との協働を視野にして活動が活発な法人との連携について働きかけることなども予定しております。その働きかけの中で、法人等に対しまして、制度の説明、普及・啓発に努め、少しでも多くの法人が条例指定、そして認定NPO法人となるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○森青少年・生涯学習課長 青少年が使用する携帯電話対策についてですが、青少年の携帯電話へのフィルタリング利用の促進につきましては、携帯電話販売店への指導及び青少年とその保護者への啓発を柱に取り組んでおります。

まず、販売店については、昨年10月の青少年健全育成条例の改正条例の施行に際して、事業者向け説明会を開催するとともに、条例施行後は、県内全ての携帯電話販売店140店舗に対して一斉の立入調査を行い、店頭指導を行ったところです。また、青少年や保護者への啓発として、学校、PTA等を通じた啓発活動を積極的に行っており、具体的には、夏休みや冬休み前の3者面談の機会を捉え、県内全小・中・高校の保護者16万人に向けた指導、啓発資料の配布、また、児童生徒向けに学校の授業の一こまを活用して行う出前事業、あるいは保護者を対象にPTA等の集まりに出向いて説明する出前講習会など合わせて80回、1万2,000人を対象に実施しております。さらに、ネット携帯に関するセミナーや集いなどの啓発イベントを開催したり、各地域の校長会やPTAの役員会等に出向き、協力依頼等に取り組みました。

その結果ですが、青少年が使う携帯電話について、販売店でのフィルタリング利用率を調査したところ、条例施行前の9月時点で35.5%が、条例施行後の11月時点では40.1%と4.6ポイントの改善、少しではございますが、改善していると考えております。なお、フィルタリング利用促進には、販売店の努力が必須です。今後とも販売店に対する定期的な指導を継続してまいります。また、今回新たに学校やPTAに自主的な取り

組みを展開していただくよう、スマートホン、携帯電話のトラブルから子どもを守るフィルタリング宣言を行う学校やP T Aを募集しております。このような学校等と連携した取り組みによりまして、保護者、青少年への啓発を今後とも積極的に展開してまいりたいと考えております。以上です。

○村戸消防救急課長 消防の広域化の件についてお答えします。全国的には平成18年6月の消防組織法改正後、全国で広域化推進計画が47都道府県で策定されました。その中で、県域レベルの計画を策定したのは13県です。さらにその13県の中で、奈良県のように協議会が設立された県は、奈良県を含めて4県です。その4県の中で3県につきましては、協議会が休止または解散しております。現在、活動しておりますのは奈良県のみということになっております。また、県域レベルではございませんが、2つないし3つの消防本部が1つになるという広域化については、現在27県の広域化が実現しております。その多くは県域レベルではございません。

○藤野委員 まず初めに、総合型地域スポーツクラブと学校との連携事業ですけれども、なぜ具体的事業内容を知りたかったのかと申し上げますと、これからの話が、学校のクラブ活動もかなり衰退と言えれば大げさにはなりますけれども、1つの部が解散したり、そういった事態、子どもが少ないというのもありますし、スポーツをしないという子どもも出てくるということで、減っているのも現状です。一方で、総合型地域スポーツクラブが逆に地域によってですけれども、活発化しているということです。これはこれで非常にいいのですけれども、そのお互いの交流が非常にいい事業だと感じましたので、あえてお聞かせいただいた次第でした。今後の取り組みですけれども、どうか、それこそ活発にぜひともお願いしたいということで、見守りをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目がN P O法人認定作業についての取り組み、現状はそう数は変わっていないということもお聞きしているのですけれども、これはこれでまた今後市町村と働きかけ、あるいはN P O法人に対する啓発も含めて、今後の充実をぜひともお願いしたいと思っております。

3点目の携帯電話のフィルタリングですが、学校なり、あるいは育友会、P T Aに働きかけをいただいているいろいろな活動をしていただいております。当初危惧しておりました販売店ですが、販売店への統一的な見識を持っての説明なりについて、販売店がそれを受け入れてきちっと対応をされておられるのかというのを心配をしていたのです。4.6ポイントの向上をしたということで、若干その効果はあるのだろうとは思っておりますけれども、

その販売店のトラブルとか、スムーズに取り組んでいけているのかという、その1点を改めてお聞かせいただきたいと思います。

最後に、消防の広域化ですが、全国的に見てもそれこそ各30何市町村との取り組みをされているというのは、奈良県だけということで、非常に奈良県のリーダーシップを感じるわけです。ただし、調印をされて、4月1日からスタートされて、非常に喜ばしいことであると思うのですが、数々の課題も見え隠れしているのではないかと考えております。例えば、メリットは、これは当然、デジタル化によるそれぞれの市町村の経費負担が軽減されるということもございますし、あるいはその市町村境での、災害が起こったときに一番早い支所が到着できるという、現場到着時間の短縮が図れるという、そういったメリットが市町村民は非常に感じる場所ではないかと思うのです。逆にデメリットは、基本的に広域化のメリットというのは、本当に市町村民がそれぞれ感じられるのかというのが、今の時点では根本的に認識はなかなかできないかなと思います。

ただし、もう一つは、消防団、あるいは地域防災との関係が広域化によって希薄になってくるのかなというデメリットも近い将来、見えてくるのかなと思います。今は、事務だけが一緒に、現場はそれぞれの市なり、あるいは広域化でやっておられますから、へたたれないというふうに思うのですけども、将来、そのような危惧もあるのかなと思います。これはそれなりの啓蒙啓発なり、あるいは住民とのさまざまな取り組みの中で解決される問題であろうと思いますが、1点、経費負担です。今は自賄い方式でスタートしているということで、それぞれの考え方の中で合意をもって活動されるということでもいいのですが、これも果たしてどこまで持つのかと思うのです。若干心配するのは、例えば基準財政需要額割になるとか、ならないとかいう話もちらほら聞こえてくるのですけれども、そうなったら、それぞれの課題が噴出して来るし、経費負担が非常に今後の一つの課題、焦点になってくるのかと思うのです。ここはここで近い将来を見据えて、また今の広域化の組合の中で解決される問題であろうとは思いますが、これは県もやはり、もう今までリーダーシップを発揮して中に入っておられる以上、何らかの対応をしてもらわなければならないと思うので、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

○森青少年・生涯学習課長 事業者に対しての立入調査です。改正条例に基づきまして立入書を持参して立入調査をするのですが、すなわち条例の趣旨に合った対応なり、事業を販売店がしているかどうかということを見させてもらっているのです。私も立入調査員として加わったわけですがけれども、特に大きなトラブルはなく、皆協力的にさせていただいて

おります。そしてこの立入調査につきましては、条例施行の前に全事業者に対して、説明会を開催し、趣旨を徹底しております、その上で立入調査を行い、結局、140店舗、全店舗に立入調査を行ったのですけれども、その際に店頭指導を行うことで条例の趣旨を改めて徹底することができたと考えております。今後とも、携帯電話事業者、販売店にフィルタリングサービスの利用促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○村戸消防救急課長 新組合の自賄い方式について、基準財政需要額割等々、いろんな負担の方法があるではないかというご質問ですが、自賄い方式につきましては、今回の新組合の統合について、段階的な統合と合わせて奈良県の消防広域化を実現した大きな要因であると考えております。特に、消防の広域化を推進するに当たり、経費の負担方法を定めることが一番の懸案事項でした。他県で消防の広域化を設立しないといった原因の大きな事項の一つとしては、そういった経費の負担方法が大きなネックになったと考えております。

現在、県内にある7つの広域消防組合では、基準財政需要額割が財源の負担方法として多くとられています。比較的状况が似通っている近隣地域内での広域消防であるため、そういったやり方が採用できたと考えております。ただ、県域全体で広域消防をつくるに当たり、基準財政需要額割方式を採用しますと、都市部の市町の負担が非常に大きくなり、合意を得るのが非常に困難と考えております。特に、奈良市、生駒市の両市が新広域から脱退された原因の一つには、奈良市が基準財政需要額割方式しかないと考えられて、それによって奈良市が大幅な負担増になるのではないかと判断されて脱退されたと考えております。他の消防本部の財源といいますか、財布を当てにしない方式として打ち出された自賄い方式では、現在の各消防本部の負担額とほぼ同額になりまして、広域化に伴う経費削減メリット、全ての消防本部で同等に受け取ることが可能ではないかと考えております。設立当初から、平成33年の全体統合まではこの自賄い方式で経費負担を行い、その後は自賄い方式の考え方を踏襲しまして、現行の消防本部単位を基本とした職員数割による按分方法の採用が考えられております。こうした方式を基本に今後の状況も勘案して新たに設立される組合で適切な対応をされるものと考えております。以上です。

○藤野委員 販売店に対するさまざまな取り組みの中でトラブルがないかという質問に、今のところないと答えていただきました。今後さらに取り組みの充実、あるいは啓蒙啓発も含めて県の取り組みの成果を、改めてお聞きしたいと思うので、よろしく願い申し上げます。

消防ですけれども、基準財政需要割額になると、大きな市はかなり負担が大きくなるということで、それなりの課題も出てくると思いますし、また改めて新しい算出方法も含めて考えておられるということで、それぞれのメリット、デメリットを抱えながらの取り組みなので、県が調整役、リーダーシップを発揮して対応をしていただかなければならないと思うので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

それと同時に、もう1点、お聞かせいただきたいのですけれども、組合の議会議員が定員25人ということなのですけれども、37市町村なので、当然、今現在広域を組まれているところも含めてそれぞれの対応があると思うのです。37市町村で組合議会議員が25人ということで、出てこられない市町村もあるわけです。現在、組合をつくっておられる方でも多少の地域性は違うので、声が出ていないところの町村の声が本当に届くのかなど、危惧をしているところなのです。もし、その辺の取り組みも、考えておられることがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○村戸消防救急課長 新広域組合の議員定数等に関する質問ですが、これからの新組合の議員定数については、11消防本部の管理者である市町村長から構成されます広域化協議会の承認会で熱心な議論をしていただき、平成24年12月の総会で37市町村によって合意されたものです。

その基本的な考え方として、県議会の議員定数を参考にし、消防活動、組合議会の特性を考慮に入れ、まず機動的、効率的な議会運営を行うため、全体の議員定数を20～30人の範囲としましょう。さらに、各消防本部会の区分割の定数については、人口だけでなく、市町村数や活動面積、現場滞在時間といった地域特性などの諸要素を勘案し、定数は決められております。また、各消防本部内の単位内の割り振りについては、それぞれの構成市町村で協議されることになっております。基本的に各消防本部単位ごとの議員の構成は、市町村長及び市町村議会の代表からローテーションで選出されるということにしておりまして、議員が交代することで複数の目でチェックを行うことが可能と考えております。なお、議員の任期は1年です。また、加えまして、組合の事務に関する重要事項を協議する組織として、新広域組合の中に運営協議会の設置を考えております。この協議会の委員は、現在の11消防本部を代表する市町村長から構成されることになっておりますので、この運営協議会と組合議会とを合わせまして市町村によるチェック機能を果たせる仕組みといたしますか、意見を反映できる仕組みになると考えております。以上です。

○藤野委員 お互いに合意され、調印をされて4月1日からスタートされます。さまざま

な課題については、また組合でしっかりと乗り越えられて、奈良市、生駒市が抜けられましたが何とか広域行政、それこそ県民の生命と財産をしっかりと守っていただく、立派な消防組合になってほしいと願う1人であります。だからこそ、県が今までしっかりと調整役、そしてリーダーシップを発揮してこられたわけですから、今後も手を緩めずにそのような役割をしっかりと果たしていただきたいと思います。さらには、全国的にもこの37市町村が一つの広域消防組合をつくるというのは、奈良県が1つなわけですから、そういった意味におきましては、知事がかなりその思い入れとリーダーシップを発揮してこられたのだと思います。そういった意味も込めて、再度総括において知事にこの広域消防への考え方なり、あるいは思いなり、決意も含めてお聞かせいただきたいと思います、と思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○乾委員 簡潔に、爽やかにいきたいとします。

「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」、112ページの内容についてお尋ねします。それと、一般質問させていただいたスポーツ施設等についての質問です。その前に先日は広陵町で第9回市町村対抗子ども駅伝大会が盛大に行われましたことを心から喜んでおります。毎年、私も参加させていただいています。そしてその中でいつも奥田副知事が挨拶されて、すばらしい挨拶をされていますから、それを期待して来られる人も多かったと思いますけれども、さすがによかったです。少し肌寒かったですけれど、たくさんの人に来ていただいて、馬見丘陵公園をアピールしていただきました。また、知事が植えられたチューリップ20万本、まだ花は咲いていませんが、いろいろ見学もさせていただきました。私も奈良マラソンのフルマラソンには出ていませんでしたけれども、3キロメートルで一生懸命完走させていただきました。ことしもフルマラソンには行きませんが、10キロメートルぐらいはぜひとも完走したいということで、これから一生懸命健康づくりをしていきたいと、一層思っております。

その中で、要望ですが、今、奈良マラソン大会第5回という形で奈良をアピールしていただいて、天理まで走られています。今後場所を、馬見丘陵公園では子どもの駅伝大会がありますけれども、南のほうで奈良マラソンみたいなことをやっていただいたら、奈良県の歴史文化を県外に、いろんなところにアピールできると考えておりますので、ぜひともそれは要望にしておきます。

その中で、実は奈良マラソンに出場したくて、応募しているけれどもなかなか当たらな

かったというような方々の声を聞きますが、1つ聞きたいのは、県外と県内で選手がどれだけのウエートを占めておられるのか、お聞きしたいと思います。

○吉田スポーツ振興課長 奈良マラソンの県内、県外の割合でございます。フルマラソンにつきましては、県内の方は約31%でございます。

○乾委員 わかりました。ことしの予算案を見させていただいたら、平成25年度は6,600万円で、ことしは8,100万円になっています。これは当然、人数が1万1,000人から1万2,000人になったということでこの数字が出たということですね。

○吉田スポーツ振興課長 ことしの奈良マラソンは第5回目を迎えることになりました。大変多くの方々に協力、支援をいただき、5回目を迎えることになりました。そういった意味で、5回の記念大会を開催したいということで、予算を増額して現在要求しているところです。定員についても、フルマラソンは、従来は1万人でしたけれども、第5回の記念大会ということで、県民の方を特別に優先しようということでプラス2,000人を設け、定員1万人を1万2,000人としているところです。以上です。

○乾委員 よくわかりました。先日の一般質問でオリンピック開催を契機としたジュニア選手の育成について、知事に質問したところ、トップアスリートの育成に取り組むため、柔道の野村忠宏選手など、オリンピックメダリストにヒアリングを実施し、ジュニア選手の育成に関して検討することや、トップアスリートの強化拠点として地域トレーニングセンターの基本構想を策定するとのことご答弁いただいたところです。また、気軽にスポーツに取り組めるよう、トップアスリートを活用したスポーツ教室など、数多く実施するということでした。ぜひともこのような取り組みにより、多く子どもたちがスポーツに取り組み、その中からトップアスリートが育ち、2020年の東京オリンピックに奈良県代表選手として出場し、世界の強豪を相手に活躍することを願っています。

さて、多く子どもたちがスポーツに取り組むために、スポーツ教室だけでなく、スポーツ施設の充実も大変重要です。近ごろ気軽にスポーツに取り組めるような体育館やグラウンドがありません。現状はとても気軽にという状況ではありません。市町村などの施設にもいつもグラウンドを借りたい、施設を借りたいという要望がありますけれども、場所がないので困っているような状態です。しかしながら、新たにスポーツ施設を整備するとなっても時間がかかり、財政も必要なことから、そう簡単ではないと思います。むしろ既存の施設を常時うまく活用することや、公園や歩道など身近な公共施設などを活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、今後、スポーツ施設を整備する際に民間資金を

積極的に活用すべきと考えますが、どうでしょうか。

○吉田スポーツ振興課長 身近なスポーツ環境の整備は重要と考えており、特に公園や歩道など、そういった公共施設の活用を図ることが必要と考えております。例えば、樫原公苑では、園地や歩道に散歩の途中で簡単にストレッチができる、そういうような健康遊具を設置したり、距離表示を道路上に整備したりしてジョギングやウォーキングを楽しんでいただけるよう整備しているところです。また、1人でもテニスであったり、サッカーを楽しめるよう壁打ちボードといったものも設置したところにして、フットサルも可能なテニスコート、そういったものの整備もしており、多くの方に現在利用していただいているところです。

昨年4月に樫原公苑の本館をジョギング&サイクリングステーションとして改修しました。サロンや、シャワー、ロッカーのある更衣室、そういったものを整備したところ、陸上競技場でナイトランを実施しておりますけれども、そういった方々の利用や、サイクリング講習会、そういったものにもそこを活用していただいております。また、ストレッチルームを活用し、子どものダンス教室であったり、ヨガ、ストレッチも実施されるようになりました。

このように、既存施設を少し工夫を凝らして整備改修することにより、身近に運動、スポーツに親しめるというか取り組んでいただける環境づくりになるのではないかと考えております。

それから、民間資金の活用です。大変重要だと思っております。これまでの活用例としては、これも樫原公苑の明日香庭球場に指定管理者制度を導入して施設の運営をしております。同じく、樫原公苑の野球場、これは佐藤薬品スタジアムということで、ネーミングライツを導入し、そういった命名権料を利用させていただいて、いろんな改修等もさせていただいたところです。

本年7月にオープン予定の新県営プール、スイムピア奈良はPFI制度を導入しました。民間の持つ経営ノウハウや資金を活用し、設計、建設、維持管理、運営などの各業務を長期的一括契約して整備しております。さらに新年度では、全国レベルのスポーツ大会やコンベンション、コンサートなど、多目的に活用できるアリーナの基本構想を策定する予定ではございますが、整備に当たりましては、PFI制度のほか、民間による施設整備、民間による施設運営などについても検討しようと考えております。また、既にそのような先進事例の調査も手がけているところです。引き続き民間資金を積極的に活用できるように

しっかりと研究したいと思っております。以上です。

○乾委員 その中で、今の子どもたちやいろいろなスポーツにかかわる人たちがグラウンドや、施設がないと言って困っている方がおられる中で、これはできるかできないかわかりませんが、要望です。河川敷をいろいろ利用して河川の、それは危険かどうかはわかりませんが、広いところを使って、グラウンド整備して開放ができれば、もっといろいろスポーツができるのではないかと思うのですけれど、それは要望にして終わっておきます。

○神田委員 かねてより奈良県の彩りということに取り組んでまいりました。ことしこうして「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」で2ページに渡って彩りづくりの推進について予算化をしていただき、早速取り組んでいただいたことに敬意を表したいと思えます。本当にありがとうございます。これから非常に楽しみです。

そんな中で、特に123ページの植栽整備推進補助金の中で、負担区分があって、今までだったら、県が直接とか、市が直轄と言うのか、そういう事業だったのですけれども、今は、県と市と団体とが3分の1ずつ費用を持ってというのがありまして、これは非常にいいことだと、すんなりと受け入れているところなのです。予算の持ち分の金額はどうして決めていったらいいのかというのがあって。これは団体が幾ら決めて、それと同じ額を市や県が出してくれるのかをもう1回確認させてほしいと思えます。これ、何でいいのかと言うと、意外と団体の希望を受け入れられるからです。

私はなぜこの彩りのまちづくりに取り組んだかといいますと、奈良県が観光立県で頑張っていくためには、特に観光客の誘致、誘客という中では、花と食事が充実していれば、必ず女性の観光客はついてくるという、そういう自信を持っておりましたので、取り組んでいきたいと思いました。特に、私は橿原市が地元ですので、地元橿原市は秋の彩りの花がないのです。いつも言っていますけれど、観光客が春の3分の1になってしまう。もみじで京都府にとられているのです。知事と一緒に、観光客を京都府にとられたと思って、すごく反感を持っています。そんな中で橿原市にもみじの名所をつくりたいと思って取り組んできました。植栽整備推進補助金の負担割合が県と市の3分の1ずつというのが来たので、私の所属する団体の希望が取り入れられて、橿原神宮あたりがもみじの彩りになっていくかと期待しているのですけれども、そういうところをもう1回確認、その金額はどういうように決まっていくのかを聞かせてもらいたいと思えます。

次に、大和三山については、県の予定どおりに進めていただいたら、大変ありがたいと

思います。畝傍山も登山者が多いし、ところが上へ登っても、もう木が大きくて下が見えないというところで、伐採も植栽の中の計画になっておりますけれども、大和三山の花というので、季節感のあふれる彩をつくってほしいと思います。

そしてもう一つは、地元の2人の委員がおっしゃっていたと思いますけれど、岡委員もおっしゃったのではないかと思いますけれど、万葉の森も本当に鬱蒼としていまして、私が当選させてもらったときに、あの森の中にトイレがあったのですけれども、そこへ行く道がなくて、途中で簡単な階段をつけてもらったのを思い出します。果物屋もあるのですけれども、多分整備していただくと思うのですけれど、あそこをおりていったら前に池が広がって、すごく展望がいいのです。ところが、そこで一服しようにも椅子もなければ、日陰もない。ただコンクリートで何かしてくれているだけだったので、ここで一服して果物を食べながら前の景色を楽しむ、と、そういうためには、あずまやとか、椅子をと思っていたのが実現できるので、大変うれしいと思っております。一日も早くやってもらえたらと思います。そういう意味では、重複しますけど、世界遺産の中の一つにございますので、これからしっかりと整備していく必要があるし、ほっておいたら危ない場所になってしまいます。もう木がいっぱい暗くて、人がその中へ入っていったらわからなくなるので、危険な場所になっていきますので、そうならないように、ぜひ取り組んでほしいと、思っております。そういうことで、彩りづくりについてはその3分の1ずつの負担の仕分け、お願いしたいと思います。

そして、今そうして橿原神宮の周辺が、吉田スポーツ振興課長の答弁にありましたけれども、彩りもまた整備もされていって、ジョギング&サイクリングステーション施設なのですけれども、あれは、ちょうど上田委員が議長だったときに、3月、それこそ奥田副知事ではないけれど、いいご挨拶されました。皇居の周りと一緒にとか言いながら、そういうことを思い出しました。皇居と匹敵するためには、歩道の部分もきれいにしてほしいです。がたがただし危ないのです。木の掘った跡とか、掘れた跡とかで歩く人とか自転車の人が危ないです。これは県土マネジメント部に言わないといけないのかもしれないけれども、その設備について付属してその部分はしっかりと整備してほしいと思うのです。そうしたら皇居と匹敵するぐらいになるかと思えます。

そこで、1年になりますジョギング&サイクリングステーション施設の稼働というのか、利用はどれぐらいのものか。私たちが利用させてもらおうと思ったら、利用しにくい部分もあったので、その辺を教えていただきたいと思います。

それと、「平成26年度一般会計特別会計予算案の概要・平成25年度一般会計特別会計2月補正予算案の概要」、176ページに新規事業で、職員発政策提案事業があります。こういう毎年の予算の中の政策は、理事者の皆さんが知恵を絞ってやっていただいていると思いますけれども、それに加えてこれを改めて新規事業とされた思いはどのようなものなのか、聞かせていただきたい。それだけお願いします。

○福住風致景観課長 植栽計画の推進についてのお尋ねです。まず、この植栽計画、先ほど森山委員からもご質問ございました、奈良四季彩りの庭づくりということで、この植栽計画策定させていただいたところです。そして、これを進めていくに際して、県だけではなくて、多様な主体、地元の市町村、あるいは地元団体、住民の方々と協働し、この取り組みを進めていきたいということです。そういう協働を進めていくことを支援する制度として、昨年度この支援制度ということ、先ほどお尋ねの制度をつくり、もう既に始めておるわけです。この金額についてのお尋ねでございましたけれども、それぞれ県内各地で取り組みを進めていくことで、そういうエリアごとにその整備を具体化していく計画を、今進めております。これは、地元の市町村、そして地元の団体の皆さん方と協議をしながら合意して進めるということです。その中でどういうものやっていくのか、金額的にどのぐらいになるのか、このあたりについて十分ご相談をして決めさせていただきたいと思っております。それが整った上でそれぞれ役割に基づいて進めるという制度でございます。

それから、大和三山につきましては、もうこれは先ほどもお答えしたわけですがけれども、既に国、地元橿原市、それから先ほど出てまいりました県の事業、それから地元団体の方々も委員がおっしゃいましたように、ご協力をいただけるということも聞いております。そういう取り組みを進めて、大和三山というのがこの地域のランドマークでございますので、より親しみのある、見るあるいは見られる山へということで進んでいければと思っております。よろしく願いいたします。

○吉田スポーツ振興課長 昨年4月にオープンしました橿原公苑のジョギング&サイクリングステーションの利用状況ですがけれども、いわゆるジョギングステーションの利用状況としては、若干季節によっては変動がありますけれども、月当たり今のところ120～130人というような利用です。奈良マラソンに向けたランニングクリニックを以前開催されており、そういったときには一度に70人、80人という大変多くの方に利用はいただいておりますけれども、まだまだ少ないのが現状です。隣の陸上競技場のナイトランでは、多い日では300人を超すような日もございますので、そういった方々にも利用を促すよ

うなしっかりとしたPRに努めていく必要があるかと考えているところです。

また、サロンや、ストレッチルーム、これは一般開放エリアでして、こういったところを利用し、ヨガ教室、体操、キッズダンス、ストレッチ教室を定期的を開催していただいております。ただ、一般の開放エリアですので、そこを特定の団体がずっと専用するということがないようにだけ調整をしながら進めたいと思っております。

また、昨年の秋には、女子サイクリングで日本を代表するようなトップアスリートの方がここを合宿拠点として利用もしていただいております、その合宿の機会を利用していろんなクリニックなどを実施していただいているところです。いろんな活用方法があるかと考えておりますので、これからもいろいろアイデアを絞りながら多くの方に利用していただくよう努力してまいりたいと考えております。以上です。

○青山政策推進課長 職員発政策提案事業についてのご質問です。この事業は、まず、昨年度までは若手職員政策提案支援事業ということで、26歳以上、大体35歳ぐらいまでの職員を対象にして、政策提案を募集しておりました。いろいろな提案をいただいたのですが、部局横断の議論をしていく上で、これから全職員を対象にしてさらにいろいろな提案を出していただくよう考えまして、ことし新規事業で考えさせていただきます。特に職位を限らずに、いろいろな経験を生かしていただいてそういう職員からの提案を出していただく、それをまた相互に生かしていく、そういうことを考えております。以上です。

○神田委員 負担区分の上限とかもある、ない。というのか、例えばこの県と市と団体で、団体が10万円を出すとしたら市も県も10万円ずつ出す。団体が100万円出したら、市が100万円、県が100万円です。1つのその部分でそんなにも県が支援できるのかお聞きします。その上限は幾らなのかと思うので、それだけ聞いたら結構です。

次に、万葉の森は、地元の要望でもありますので、ぜひきちんと早く整備をしていただきたい。一度トイレのところを見てくださいか。あの辺は、今整備してもらおうところとは大分離れているのです。あのトイレに行ったら襲われるかもしれないです。いやいや、私ではないですよ。一度そこを見てもらいたいと思いますので要望しておきます。

それと、ジョギング&サイクリングステーションですか、予約ができないのです。決まった団体がこの日だけ使いたいとか、それが思っていたのと違ったもので。いろんな備品もそろえてもらったのに、例えば、クラシックバレエのバーなどもお願いして、それで

お借りしてそこがちょっとでも活性化と思っていたのですけれど、その予約ができないというのが、使いにくい部分になってくるのかと思いました。そういうのを突発的にだったら使えるのかどうか、急にこの日に借りたいのですけれど、その日だけだったらとかいうようにして借りられるのかどうかお聞きします。

それから、職員発政策提案事業ですが、26歳から35歳の人の政策提案は取り上げるものがなかったのですか。それと、特にどういう分野の政策に特化するかというのは、ないのかあるのか。ふわっと広く政策の提案をするのか、それともこの分野、ちょっと力を入れていろんな発想や知恵をとるので、そういうのは決まってないのか。もう1回それだけお願いします。

○上山景観・環境局次長 彩りづくりの補助金についてのご質問です。彩り整備していこうとしている地域につきましては、さまざまな所有者がいらっしゃるわけでありますけれども、それを全て県が負担していくということではなくて、いろんな方のご協力もいただきながら進めていきたいという考えのもとにこの補助金をつくっております。

委員がおっしゃっていただいたように、3分の1ずつの負担の場合でしたら、地元の方が3分の1を出していただきましたらそれに見合う金額をそれぞれ県、市が出させていただくという、基本的にはこういう考え方です。現在、1事業についての上限というのはまだこれから検討するところですが、全体の予算の範囲もございますので、その中で配分させていただきたいと考えております。以上です。

○吉田スポーツ振興課長 榎原公苑のジョギング&ステーションのストレッチルームの使い道でございます。現行は、榎原市内にございます総合型地域スポーツクラブが3クラブございます、そういった方々に今いろんな教室をお願いしているところでございますので、いろんな意見を取り入れながら、よりよい利用方法を考えていく必要があるかなと考えております。そういったことも含めまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○青山政策推進課長 若手職員政策提案支援事業、25歳から36歳までの分でございますけれども、平成23年度は2提案ございました。平成24年度は5提案を出していただいております。平成25年度は残念ながらございませんでしたけれども。そのうち、平成23年度については、平成24年度の予算で2提案をそのまま予算化をしていただいておりますし、平成24年度についても平成25年度に5提案のうち3提案の予算化をいただいております。

例えばでございますけれども、横断歩道の夜間照明ということで、警察施設の予算の関係とか、それから同じく警察ですけれども、ことしやっています防犯ボランティアの関係とかそういうものが若手職員の政策提案として出てまいりましたので、その分については事業としてやらせていただいております。

ただ、平成26年度については、さらに若手の方だけではなく、先ほども申し上げましたけれども、職員のいろんな経験を生かしていただきまして、もっと幅広いご意見をいただくということで考えております。

あと、政策テーマについては、昨年度までは主な政策集に載せております各政策、かなり広い分野になるのですが、その中からテーマを選んでいただいて、自主的にお考えいただくということでやらせていただいております。テーマがかなり幅広くなりますので、ことしのやり方は少しテーマを絞ることも検討しながら、考えていきたいと思っております。以上でございます。

○**神田委員** 植栽整備推進補助金の負担割合の3分の1ずつというのも先ほどから出ている民間資金の活用という部類にも入るかもわかりませんが、団体1つでたくさんのそういう寄付などできないというときは、本当にいいと思いますので、ぜひもっと県内でPRして広めてほしいし、広めていかれたらいいと思います。

それからジョギング施設、何かのときにはご相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、最後の職員発政策提案事業は、すばらしいものが出てくる場合もありますので、しっかり頑張ってもらいたいと思います。

とにかく、いろいろと新規事業も多い中で、これが実現していくと奈良県政も発展に結びついていくものと期待しておりますので頑張ってください。以上です。ありがとうございました。

○**宮木委員長** ほかにございませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもって歳入、総務部、くらし創造部、景観・環境局の審査を終わります。

明日、3月13日木曜日は、午前10時より、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を行います。

それでは、これをもって本日の会議を終わります。